



第 2 期
大館市子ども未来応援計画



令和5年3月

大館市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の方向性	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の役割分担	7
6 子どもの貧困のとらえ方	8
(1) 相対的貧困とは	8
(2) 貧困率の算出について	9
第2章 現況の分析	11
1 大館市の概況	13
(1) 人口、世帯の状況	13
(2) 児童・生徒の状況	14
(3) 準要保護・要保護児童・生徒の状況（就学援助）	15
(4) 手当の受給状況	17
(5) 生活保護世帯の状況	18
2 アンケート調査の概要	20
(1) 調査の概要	20
(2) 調査結果のポイント	22
3 課題・今後の方向性	48
(1) 概況データからみた課題・方向性	48
(2) アンケート調査結果からみた課題・方向性	49
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念と目指す姿	53
2 基本施策と施策の体系	54
第4章 施策の展開	57
1 本計画における施策・事業の一覧	59
2 施策・事業の内容	65
3 ネットワークによる網羅的支援	87
(1) 地域ネットワークによる支援の推進	87
(2) 地域ネットワークの構築・推進	88
(3) 大館市のコーディネート力の強化	88
第5章 計画の推進	89
1 計画の進捗管理	91
(1) 進捗管理体制	91
(2) 進捗評価の仕組み	92
第6章 パブリックコメント（意見募集）結果	93
1 パブリックコメント（意見募集）の概要	95
2 パブリックコメント（意見募集）の内容と市の考え方	96



* * . * * . * * . * * . * *
第1章 計画の策定にあたって
* * . * * . * * . * * . * * *

1 計画策定の方向性



平成 24 年の貧困率が 16.3%（全国値、国民生活基礎調査）とこれまででもっとも高かったことを受け、国においては平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針などを定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。

その後、我が国の子どもの貧困率は徐々に改善し、平成 27 年には 13.9%、令和 2 年 7 月に公表された平成 30 年の結果では 13.5%と、引き続き改善傾向がみられるものの、先進国の中においては未だに高い水準のままとなっています。

こうした状況を踏まえ、国においては令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われました。

秋田県においても、平成 28 年 3 月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、“手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現”を目指し、“教育の支援”、“生活の支援”、“保護者に対する就労の支援”、“経済的支援”の 4 項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策を推進していましたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、令和 3 年 3 月には「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、継続して子どもの貧困対策に取り組んでいるところです。

「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」では、すべての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにすることを旨とし、次の 5 つの重点施策を設定して施策を展開しています。

重点施策 1 教育の支援

重点施策 2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援

重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

重点施策 4 経済的支援

重点施策 5 ネットワークによる網羅的支援

大館市においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みを踏まえ、平成30年3月に「大館市子どもの未来応援計画」を策定し、困難な環境にある子どもと家庭への支援に取り組んでまいりました。

(基本理念)

すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるようみんなで寄りそい支えるまち

(基本施策)

基本施策1:教育の支援

基本施策2:生活の支援

基本施策3:保護者に対する就労の支援

基本施策4:経済的支援

計画の策定から5年が経過し、その間に社会情勢の変化や国や県における計画に見直しなどがあったため、変化に対応できる計画とするため、新たな計画を策定することといたしました。

国における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、秋田県の「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」はこれまでの取り組みを継承して強化していく内容であり、本市におけるこれまでの取り組みも国や県がこれから目指していく方向性と一致するものとなっています。

したがって、本計画においても本市のこれまでの取り組みを継承し、見直すべき部分は見直しを図り、今後5年間、困難な環境にある子どもと家庭を支える計画として取り組んでいきます。



計画策定の基本方向

- 国、県の方針との整合性の確保
- 現行計画からの継続性の維持
- 新たな課題への対応



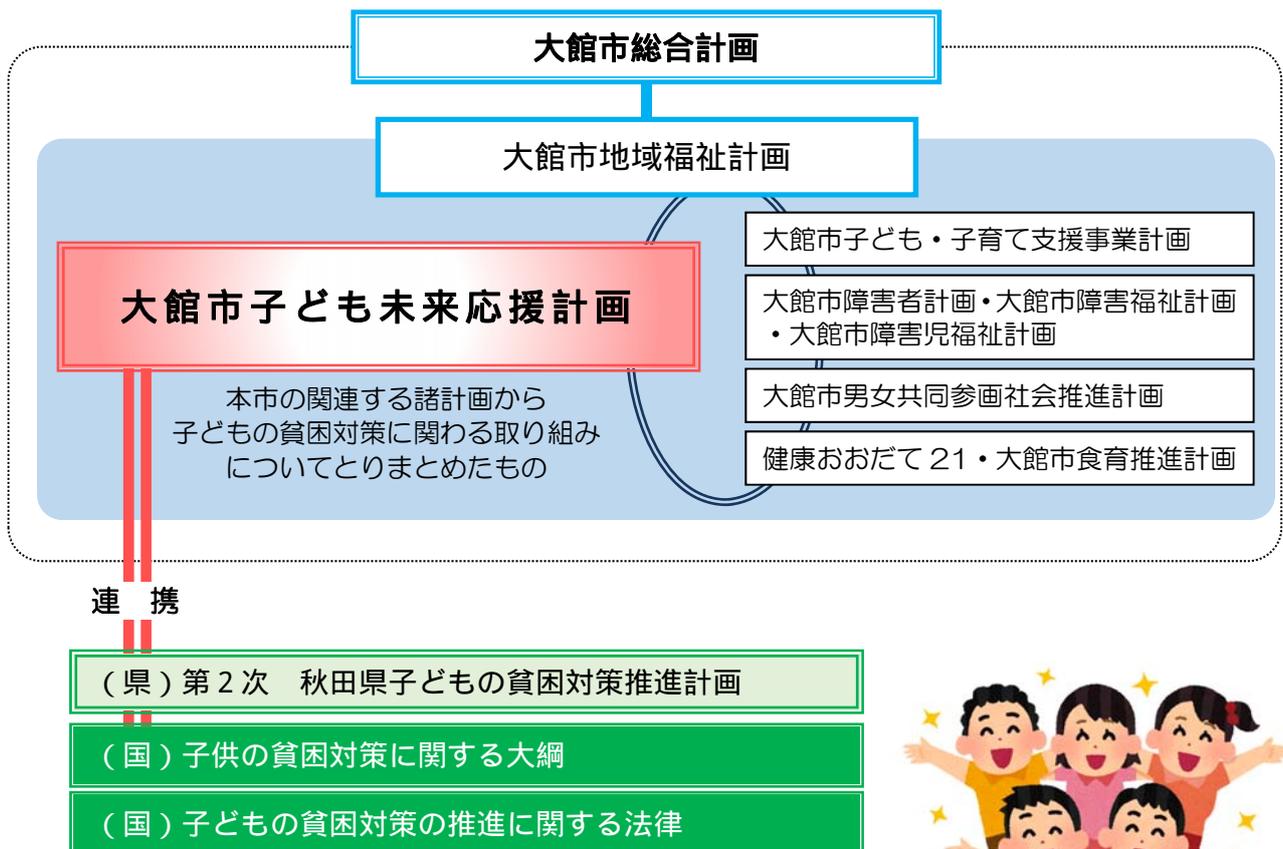
2 計画の位置づけ

これまで「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありませんでしたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村においても計画の策定が努力義務として明記されることとなりました。

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

このため、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に規定された子どもの貧困対策についての市町村計画と位置づけられます。

また、本市のあらゆる施策の基本となる「大館市総合計画」、市福祉行政の指針を示した「大館市地域福祉計画」、また関連計画、教育の支援や生活の支援などに関連するその他の分野別計画との整合性に配慮し、子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本市の取り組みについて整理し、本市の子どもの貧困対策に関わる基本方針についてとりまとめたものが本計画となっています。



3 計画の対象

対象となる子どもを限定せず、すべての子どもが健やかに育つことができるよう取り組みます

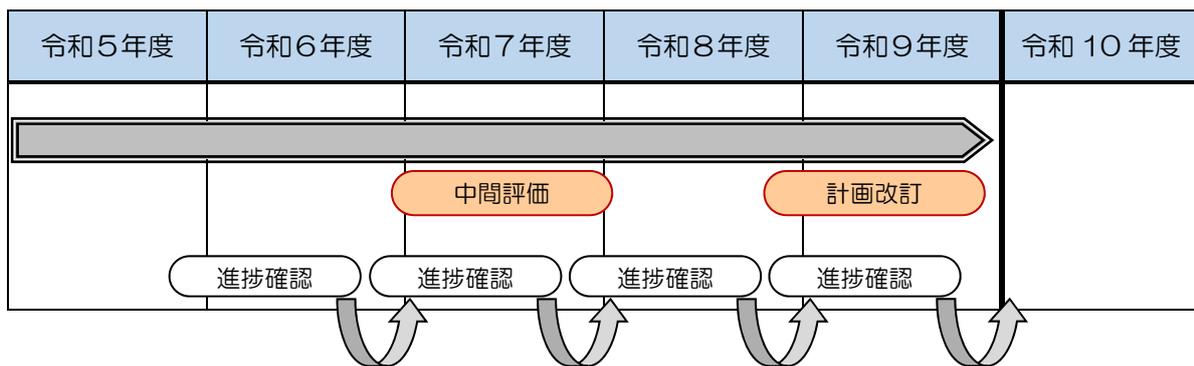
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、“子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。”と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

したがって、本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭を対象として支援を行うとともに、妊娠や出産による経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なリスクに対しても、できるだけ早い段階から支援を行い、すべての子どもが生まれ育った環境により、教育や生活、就労などの場面において、家庭の状況による制約を受けることなく、健やかに育つことができるよう取り組みます。

4 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である令和9年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

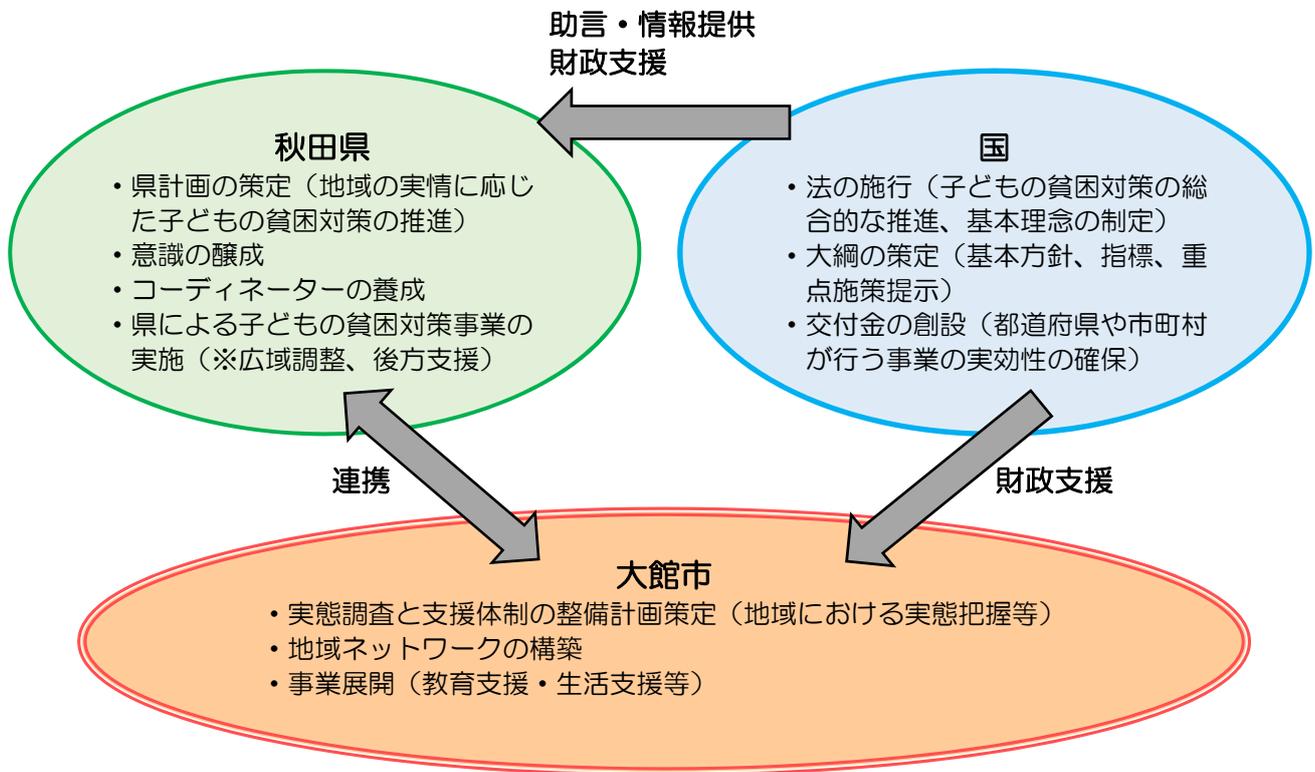


5 計画の役割分担

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、大館市だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

大館市は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

<国、秋田県、大館市の役割分担>



6 子どもの貧困のとらえ方

(1) 相対的貧困とは

■絶対的貧困と相対的貧困

貧困には二種類の定義があります。

ひとつは「絶対的貧困」。これは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指します。

もうひとつの定義は、「相対的貧困」。これは、その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことをいいます。

この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代などによって、変化することが「絶対的貧困」との一番の違いです。

この「普通の生活」として設定されているものが、国民全員の所得を高い順に並べた場合の真ん中にあたる額＝中央値となり、この真ん中の額の半分以下の所得の人が相対貧困となります。

他の人と比べて所得が少ない人が相対的貧困とされ、その割合が相対的貧困率となります。

■日本の相対的貧困の状況

我が国における相対的貧困率については、「国民生活基礎調査」に基づく算出値（全国値）が用いられており、平成30年の貧困線は127万円（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく124万円）となっています。

全国値として、子どもの相対的貧困率が13.5%（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく14.0%）であるのに対し、子どものいる現役世帯のうち、大人一人の世帯の相対的貧困率は48.1%（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく48.3%）となっています。

※OECD＝経済協力開発機構



(2) 貧困率の算出について

■ 貧困率の算出方法

- 「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。
- 「子どもがいる現役世帯」の貧困率とは、現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。
- 「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもので、世帯人員の違いを調整するため、世帯人員の平方根で割る方法がとられています。

$$\text{可処分所得} \div \sqrt{\text{世帯人員数}} = \text{等価可処分所得}$$

(例) 可処分所得が300万円で、2人世帯の場合

$$300 \text{ 万円} \div \sqrt{2} = 212 \text{ 万円}$$

- 「可処分所得」とは、収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入のことです。
- 「相対的貧困率」とは、国民生活基礎調査において、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。
- 「貧困線」とは、全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際の所得中央値の半分の額をいいます。

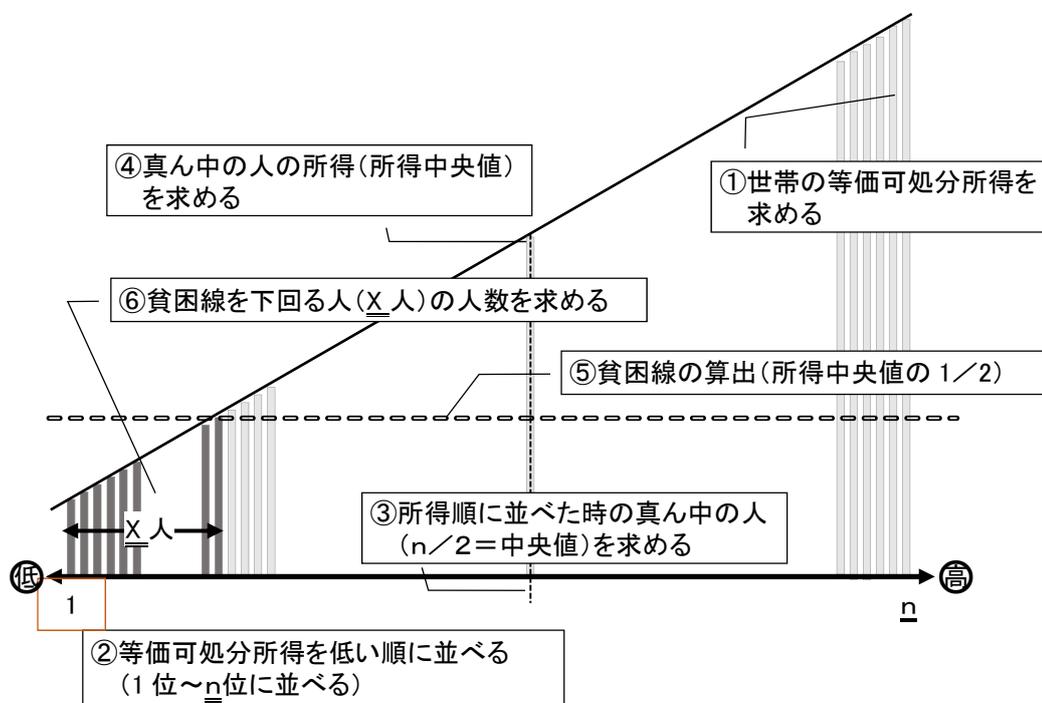
■ 我が国における貧困率の推移

	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	(新基 準)
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.7%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%
大人が一人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%
大人が二人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.2%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

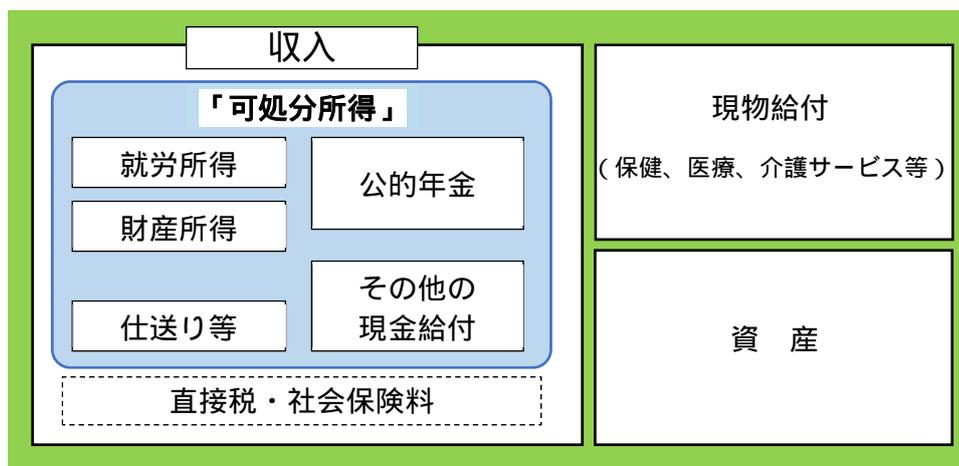
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

貧困率の算出イメージ

相対的貧困率 = $X \div n \times 100(\%)$
 相対的貧困率とは、所得中央値の一定割合(50%)を下回る所得しか得ていない人の割合



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれます。
 ※「資産」の多寡については、考慮されていません。



※2015年に改定されたOECD(経済協力開発機構)の所得定義の新たな基準では、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものを可処分所得としています。

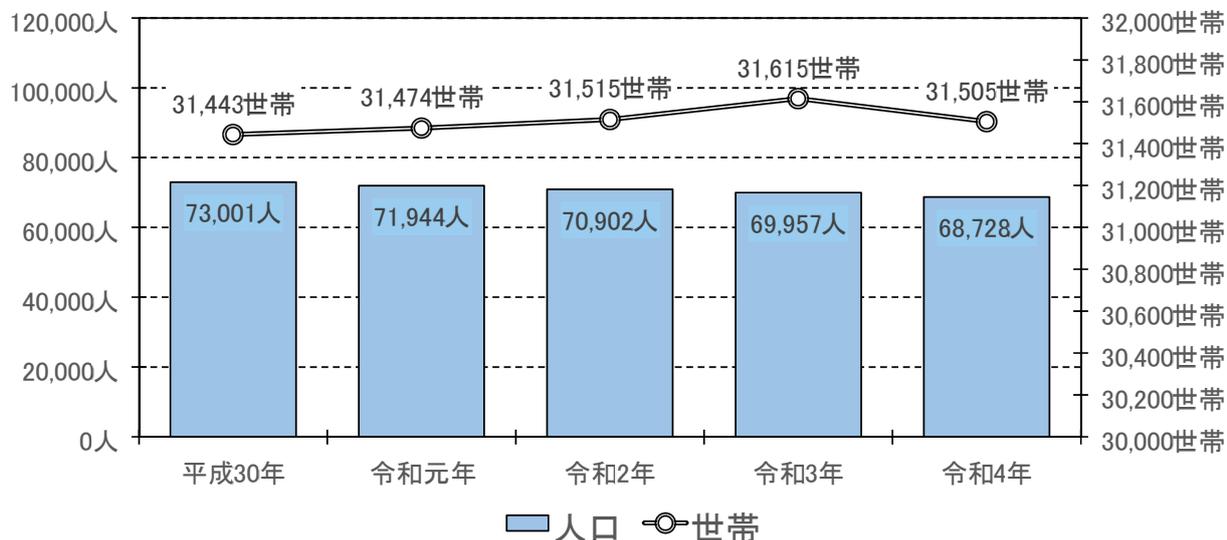


* * . * * . * * . * * . * * . * *
第2章 現況の分析
* * . * * . * * . * * . * * . * * . * *

1 大館市の概況



(1) 人口、世帯の状況

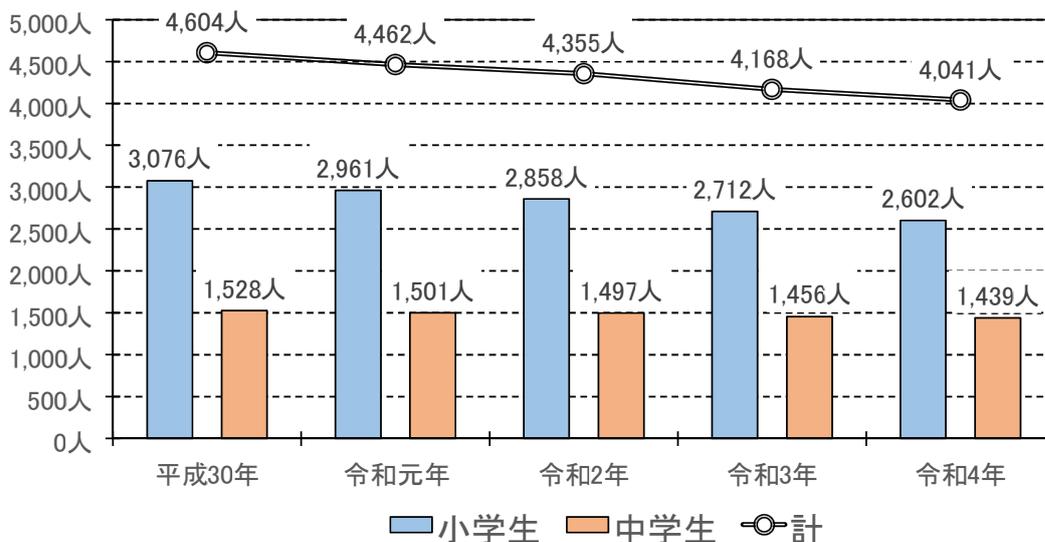


各年4月1日時点、市民課 地区別世帯人口調べより

人口はゆるやかな減少傾向にあり、令和4年には68,728人と、平成30年に比べて4,273人の減少となっています。

世帯数は令和3年にかけてやや増加していましたが、令和4年には減少に転じ、31,505世帯となっています。平成30年から令和4年まで、世帯の増減の幅は小さく、ほぼ横ばいで推移しています。

(2) 児童・生徒の状況



各年5月1日時点、学校教育課より

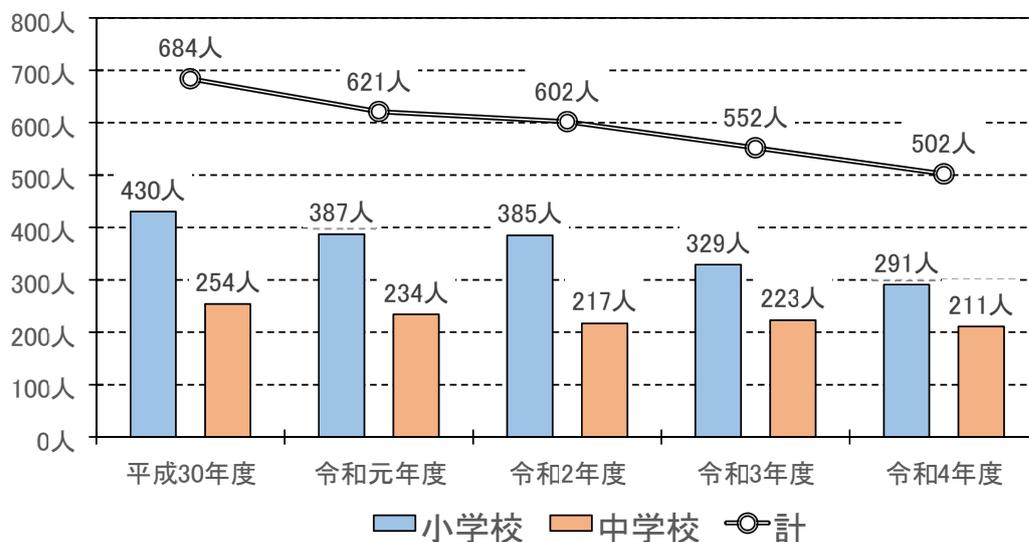
小学生、中学生ともに減少傾向となっていますが、小学生は平成30年の3,076人から、令和4年には2,602人と474人の減少となっており、中学生よりも減少傾向が顕著となっています。

小学生と中学生を合わせた合計人数は、令和4年には4,041人と、平成30年から563人の減少となっています。

(3) 準要保護・要保護児童・生徒の状況 (就学援助)



準要保護児童・生徒の状況

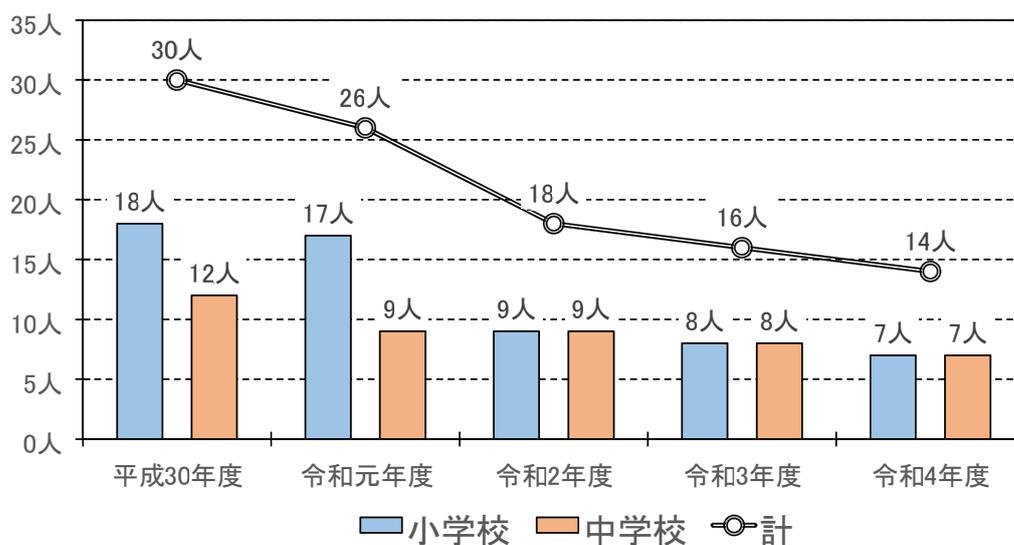


各年度末時点、学校教育課より
※令和4年度は8月末の値

準要保護児童・生徒はともに減少傾向となっていますが、準要保護児童（小学校）は平成30年の430人から、令和4年には291人と139人の減少となっており、準要保護生徒（中学校）よりも減少傾向が顕著となっています。

準要保護児童・生徒を合わせた合計人数は、令和4年には502人と、平成30年から182人の減少となっています。

要保護（生活保護）児童・生徒の状況



各年度末時点、学校教育課より
 ※令和4年度は8月末の値

要保護児童・生徒はともに減少傾向となっていますが、要保護児童（小学校）は平成30年の18人から、令和4年には7人と11人の減少となっています。要保護生徒（中学校）は令和元年度以降、毎年1人ずつ減少しています。

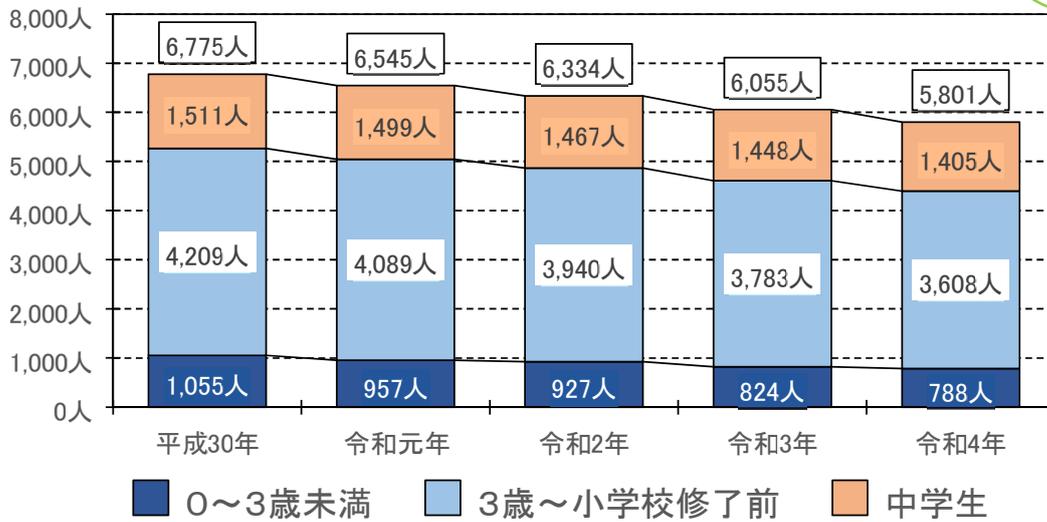
要保護児童・生徒を合わせた合計人数は、令和4年には14人と、平成30年から半減しています。



(4) 手当の受給状況



児童手当対象児童数

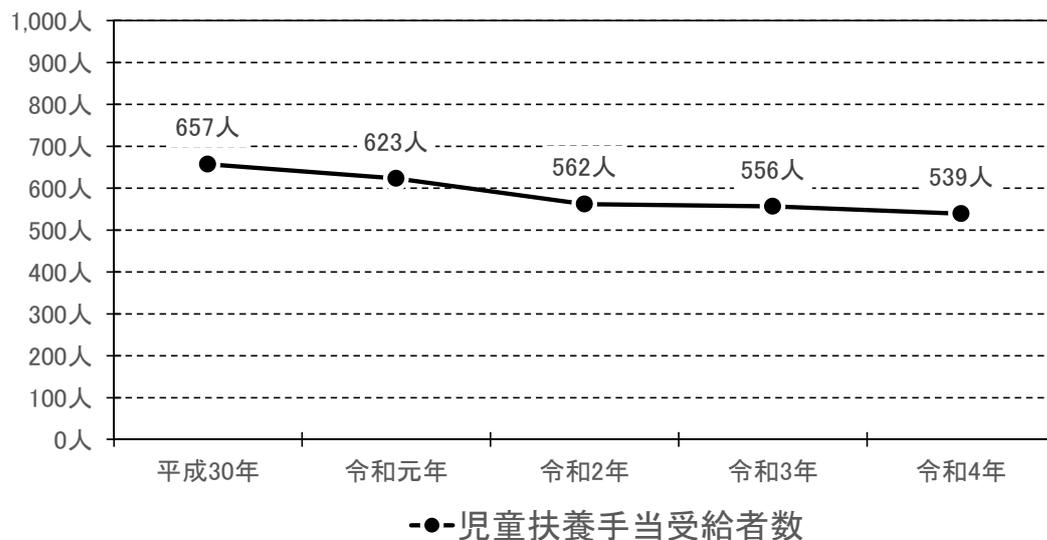


各年4月1日時点、子ども課より

児童手当対象児童数の推移をみると、0歳～中学生までの合計人数は、平成30年には6,775人でしたが、令和4年には5,801人と、974人の減少となっています。

各年齢層ともに減少傾向となっていますが、特に「0～3歳未満」では平成30年の1,055人から令和4年には788人と267人減少し、平成30年の7割半ほどの水準となっています。

児童扶養手当受給者数

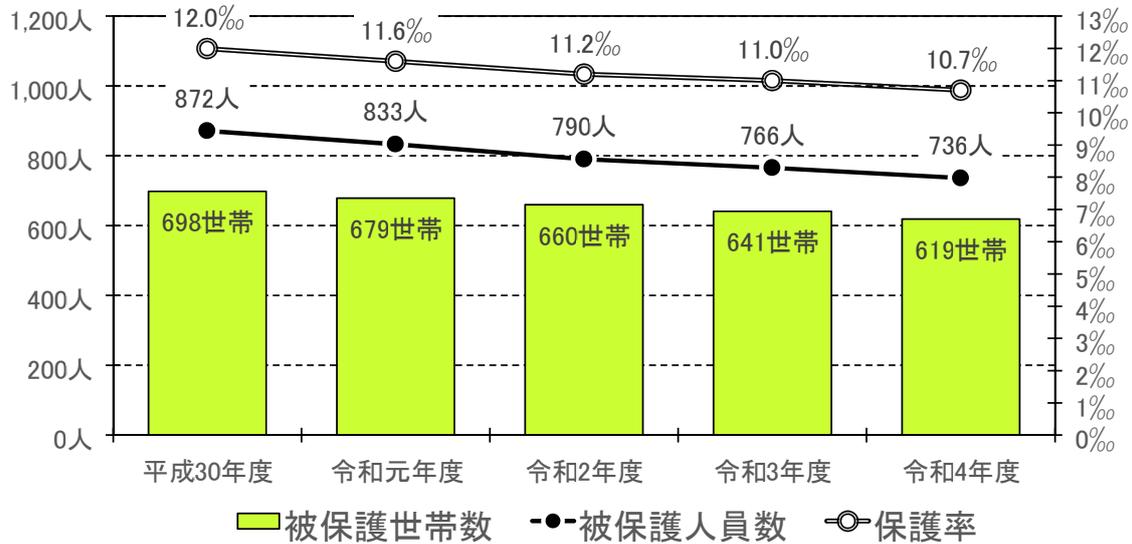


各年4月1日時点、子ども課より

児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和4年には539人と、平成30年から118人の減少となっています。

(5) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯の状況



各年度末の月平均、福祉課より

※令和4年度は8月までの月平均

※‰(パーミル)とは、1/1000を1とする単位

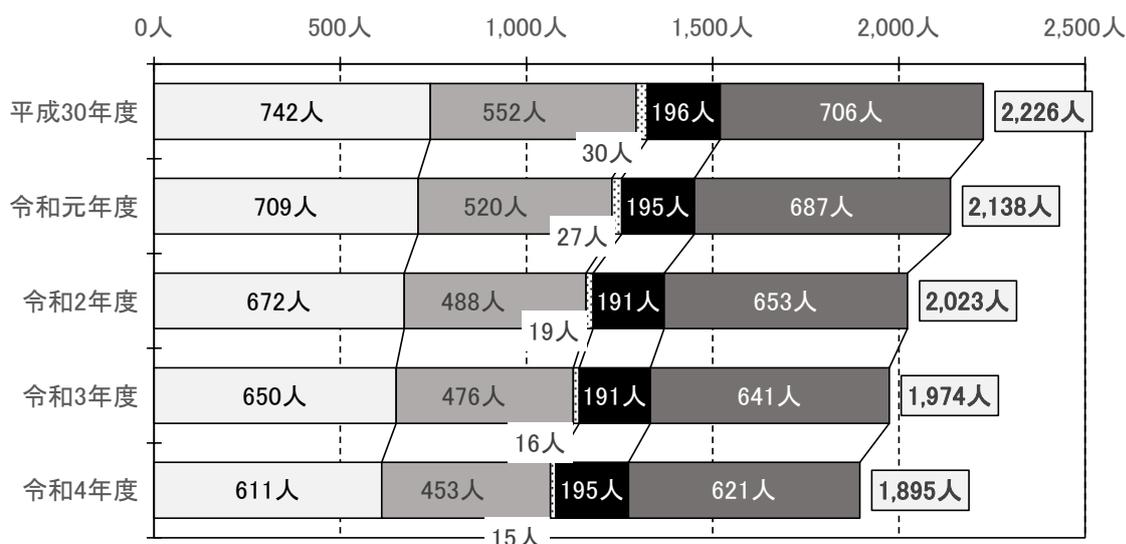
生活保護の被保護世帯数はゆるやかに減少しているものの、令和4年度で619世帯と、平成30年度以降、600世帯台で推移しています。

被保護人員数も減少傾向にあり、平成30年度の872人から、令和4年度には736人と、136人の減少となっています。

保護率も減少しており、令和4年度には10.7‰(パーミル)となっています。



被保護人員内訳



生活扶助
 住宅扶助
 教育扶助
 介護扶助
 医療費扶助

各年度末の月平均、福祉課より
 ※令和4年度は8月までの月平均。扶助対象の重複あり

被保護人員の内訳をみると、各年度「生活扶助」と「医療費扶助」が多く、ついで「住宅扶助」となっています。

どの内訳も平成30年度以降やや減少傾向にあります。また、「介護扶助」は190人台でほぼ横ばいに推移しています。「教育扶助」については、平成30年度は30人でしたが、令和4年度には15人と半減しています。

延べ人数も平成30年度の2,226人から、令和4年度には1,895人と、331人の減少となっています。



2 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

調査の目的

新たな「大館市子ども未来応援計画」の策定に向けた基礎資料とするために、子どもの成長に関わる課題やニーズなどに関するアンケート調査を実施しました。

調査の実施状況

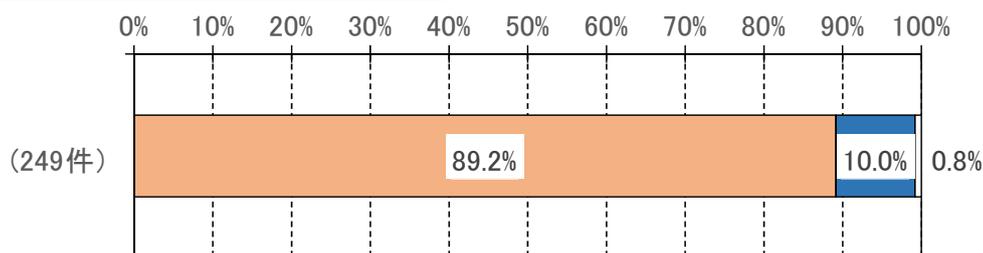
調査期間	令和4年10月～11月
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	市内に居住している0～18歳までの子どもを持つひとり親世帯など

回収状況

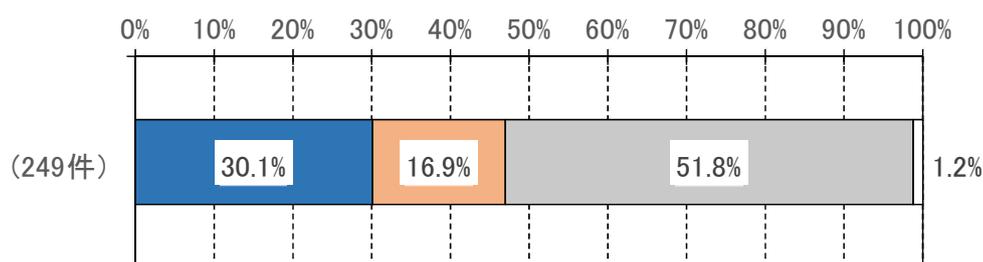
発送数	回収数	回収率
741世帯	249票	33.6%

回答者の状況

(ア) 回答のあった世帯の状況



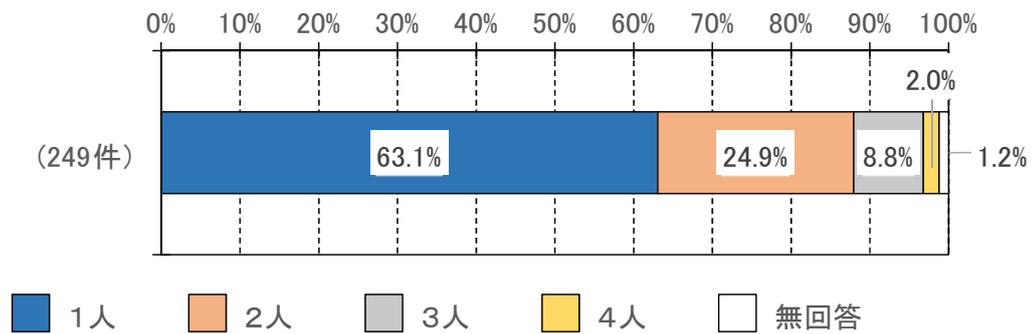
■ 母子世帯 ■ 父子世帯 □ 無回答



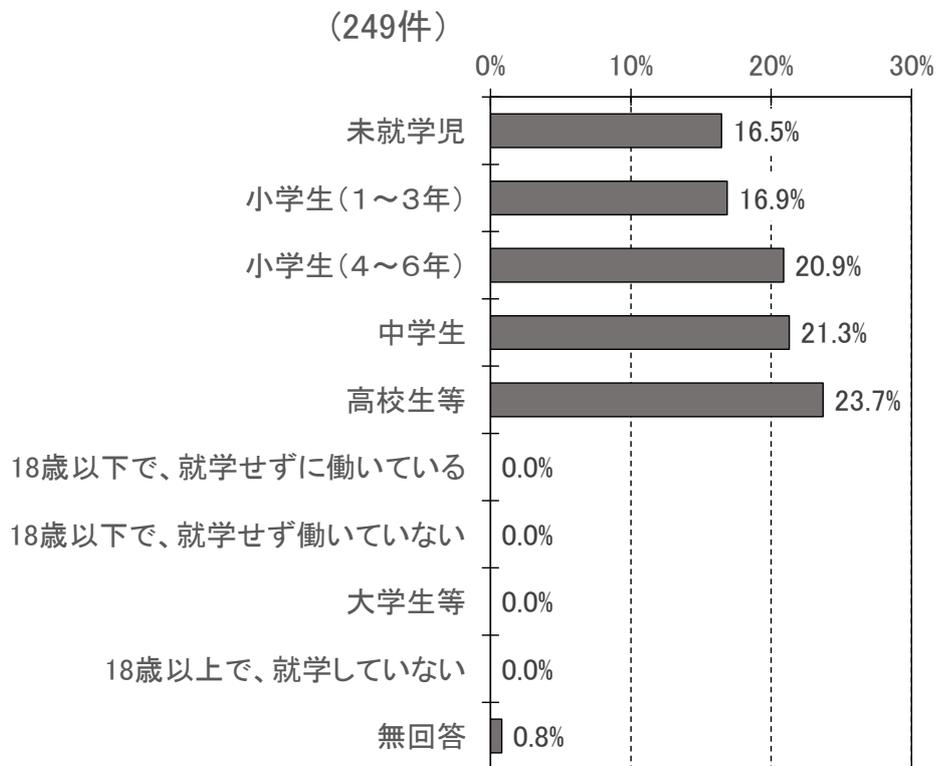
- 親と、親以外の働いている大人が同居している世帯
- 親と、親以外の大人で働いていないかたのみが同居している世帯
- 親以外の大人は同居していない世帯(親と子どもだけの世帯)
- 無回答

調査に回答のあった世帯の約9割は「母子世帯」で、半数の世帯は「親以外の大人は同居していない世帯(親と子どもだけの世帯)」となっています。

(イ) 調査対象児の状況



世帯の中の大学生等までの子どもの人数は、「1人」が63.1%でもっとも多く、平均は1.5人となっており、多子世帯は少ない状況となっています。



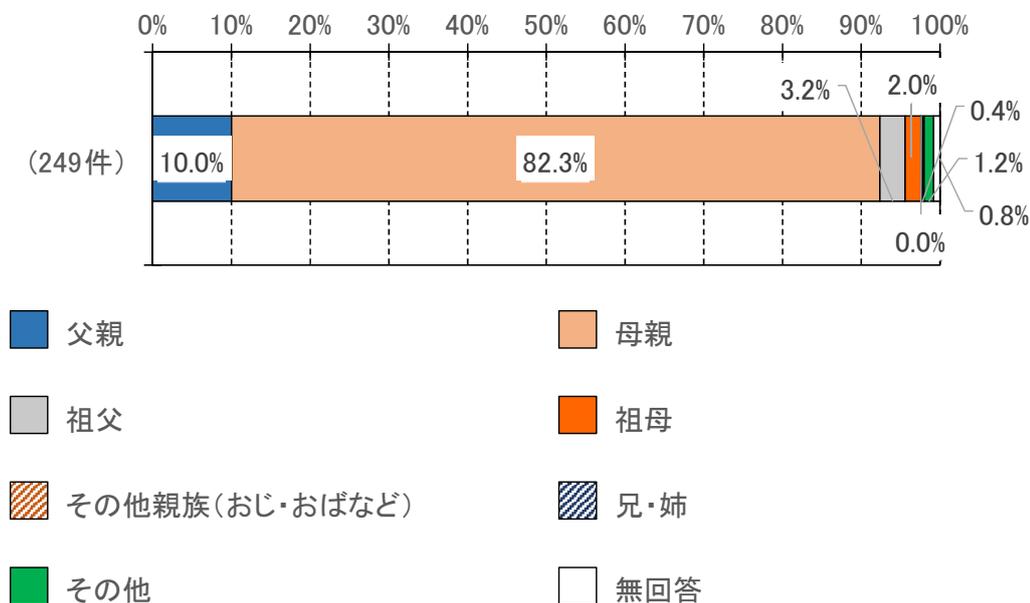
調査対象児は、「高校生等」が23.7%でもっとも多くなっていますが、「小学生(1~3年)」(16.9%)と「小学生(4~6年)」(20.9%)を合わせると、調査対象児の4割近くは小学生となっています。



(2) 調査結果のポイント

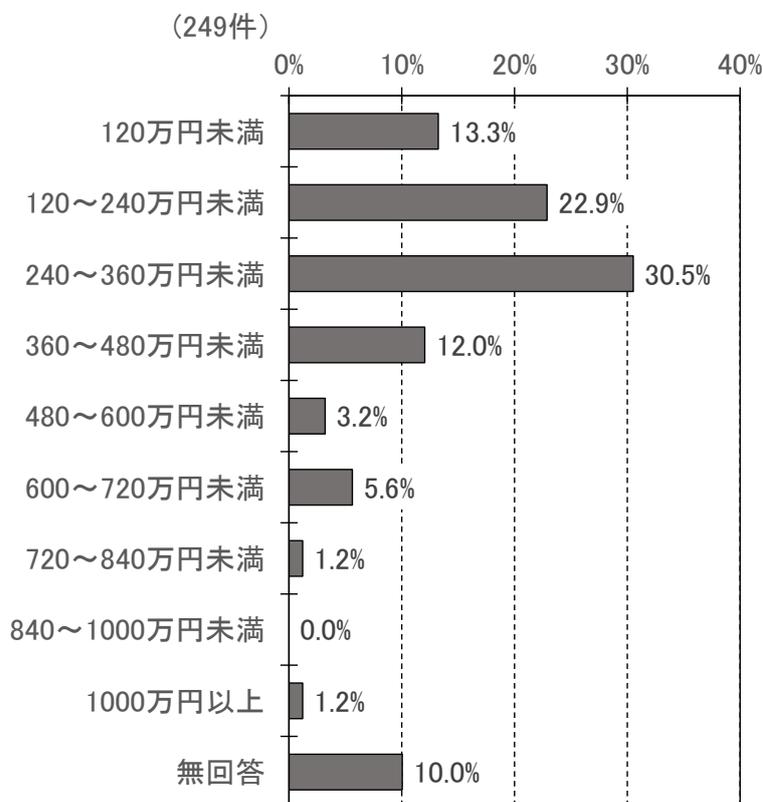
世帯の経済的状況

(ア) 生計の主な担い手

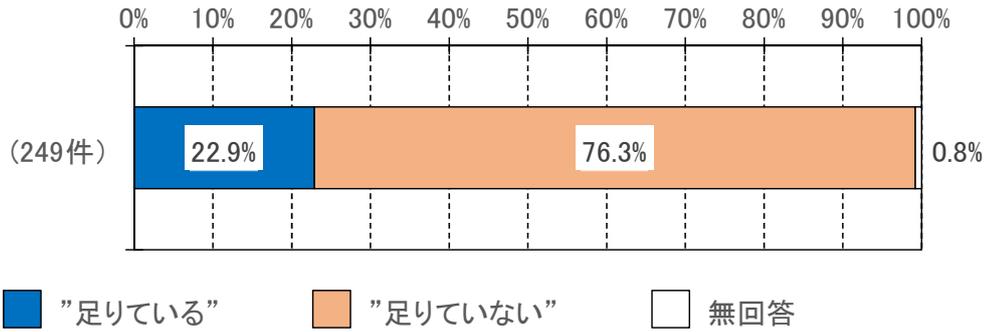


主な生計の担い手としては、「母親」という回答が8割以上を占めています。

(イ) 世帯収入



就労収入とその他の収入を合わせた世帯収入をみると、「240~360万円未満」が30.5%でもっとも多く、ついて「120~240万円未満」が22.9%、「120万円未満」が13.3%となっており、360万円未満の世帯が7割近くを占めています。全体の平均は293.2万円となっています。



世帯収入の充足感については、「やや足りない」(42.6%)と「まったく足りない」(33.7%)を合わせると、“足りていない”という回答が76.3%を占めています。

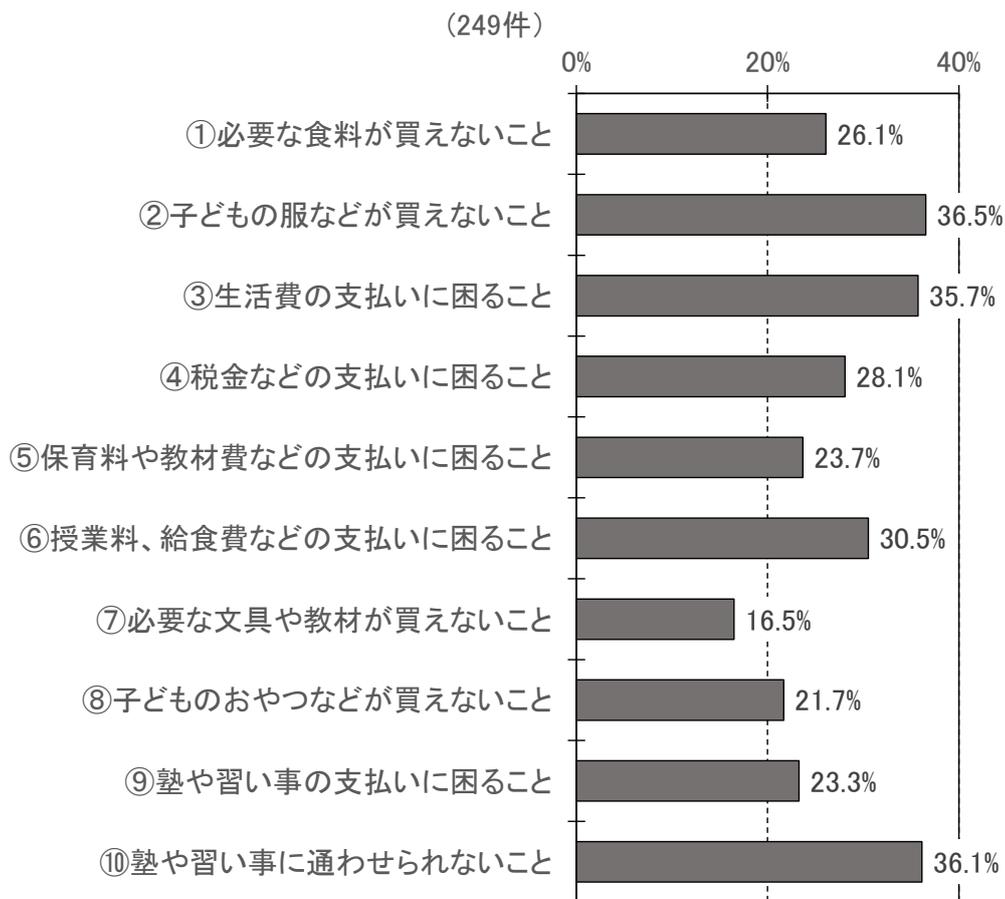
		n	”足りている”	”足りていない”	無回答
全体		100.0% 249件	22.9% 57件	76.3% 190件	0.8% 2件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	9.1% 3件	90.9% 30件	0.0% 0件
	120～240万円未満	100.0% 57件	17.5% 10件	80.7% 46件	1.8% 1件
	240～360万円未満	100.0% 76件	18.4% 14件	81.6% 62件	0.0% 0件
	360～480万円未満	100.0% 30件	33.3% 10件	66.7% 20件	0.0% 0件
	480～600万円未満	100.0% 8件	62.5% 5件	37.5% 3件	0.0% 0件
	600～720万円未満	100.0% 14件	42.9% 6件	57.1% 8件	0.0% 0件
	720～840万円未満	100.0% 3件	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	66.7% 2件	33.3% 1件	0.0% 0件

世帯収入別にみると、“足りている”という回答の割合は概ね480万円を超えたあたりから高くなり、「480～600万円未満」、「720～840万円未満」、「1000万円以上」では6割以上が“足りている”としています。

480万円未満では“足りていない”という回答が6割以上、360万円未満では8割以上を占めています。



(ウ) 経済的な困窮経験



①～⑩の場面ごとに「よくあった」、「ときどきあった」を合わせた経済的に困ったことが“あった”という回答について整理してみると、「②子どもの服などが買えないこと」(36.5%)、「⑩塾や習い事に通わせられないこと」(36.1%)、「③生活費の支払いに困ること」(35.7%)などが3割を超え多くなっています。



		n	必要な食料 が買えないこ と	子どもの服な どが買えない こと	生活費の支 払いに困るこ と	税金などの 支払いに困 ること	保育料や教 材費などの 支払いに困 ること
全体		100.0% 249件	26.1% 65件	36.5% 91件	35.7% 89件	28.1% 70件	23.7% 59件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	45.5% 15件	51.5% 17件	54.5% 18件	39.4% 13件	30.3% 10件
	120～240万円未満	100.0% 57件	38.6% 22件	49.1% 28件	42.1% 24件	29.8% 17件	24.6% 14件
	240～360万円未満	100.0% 76件	22.4% 17件	38.2% 29件	39.5% 30件	31.6% 24件	27.6% 21件
	360～480万円未満	100.0% 30件	10.0% 3件	16.7% 5件	20.0% 6件	10.0% 3件	16.7% 5件
	480～600万円未満	100.0% 8件	0.0% 0件	25.0% 2件	12.5% 1件	12.5% 1件	0.0% 0件
	600～720万円未満	100.0% 14件	0.0% 0件	14.3% 2件	7.1% 1件	14.3% 2件	7.1% 1件
	720～840万円未満	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	33.3% 1件	0.0% 0件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
			n	授業料、給食 費などの支 払いに困るこ と	必要な文具 や教材が買 えないこと	子どものおや つなどが買え ないこと	塾や習い事 の支払いに 困ること
全体		100.0% 249件	30.5% 76件	16.5% 41件	21.7% 54件	23.3% 58件	36.1% 90件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	42.4% 14件	27.3% 9件	39.4% 13件	30.3% 10件	42.4% 14件
	120～240万円未満	100.0% 57件	31.6% 18件	14.0% 8件	24.6% 14件	26.3% 15件	49.1% 28件
	240～360万円未満	100.0% 76件	38.2% 29件	25.0% 19件	26.3% 20件	28.9% 22件	43.4% 33件
	360～480万円未満	100.0% 30件	16.7% 5件	6.7% 2件	0.0% 0件	6.7% 2件	23.3% 7件
	480～600万円未満	100.0% 8件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	12.5% 1件	12.5% 1件
	600～720万円未満	100.0% 14件	7.1% 1件	0.0% 0件	0.0% 0件	7.1% 1件	7.1% 1件
	720～840万円未満	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	33.3% 1件	33.3% 1件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件

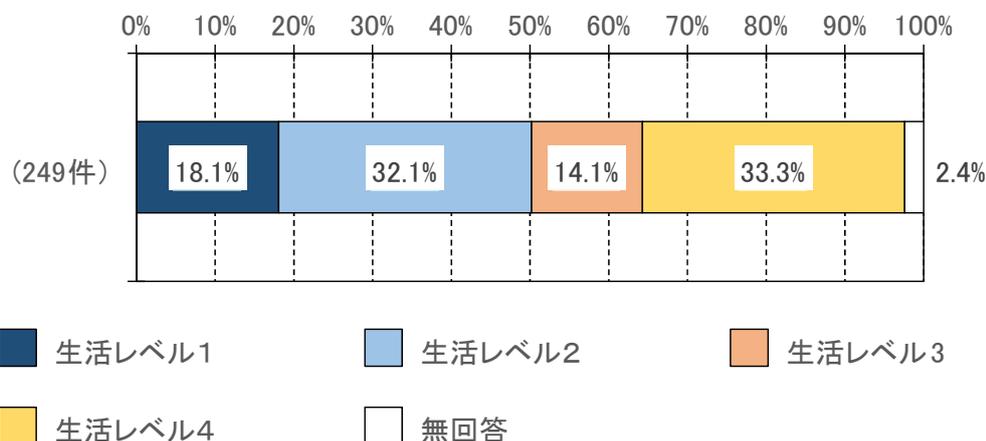
世帯収入別にみると、世帯収入が低くなるほど“あった”という回答の割合は高く、世帯収入が120万円未満の場合、「生活費の支払いに困る」（54.5%）や「子どもの服などが買えないこと」（51.5%）が“あった”という回答の割合は半数を超えています。



(エ) 生活レベルの判定

①～⑩の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて、回答内容によって以下のように経済的な生活レベルを整理しました。

- 生活レベル1：衣食住に関わる①②③は「よくあった」、「ときどきあった」のみに回答。
その他の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」とい
ういずれの回答も含まれる。
- 生活レベル2：衣食住に関わる①②③のいずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。
その他の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」とい
ういずれの回答も含まれる。
- 生活レベル3：衣食住に関わる①②③は、「ほとんどなかった」、「まったくなかった」のみに回答。
その他の項目には、いずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。
- 生活レベル4：①～⑩のすべての項目の回答において、「ほとんどなかった」「まったくなかった」とだけ回
答。

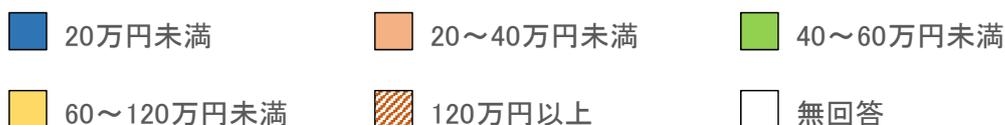
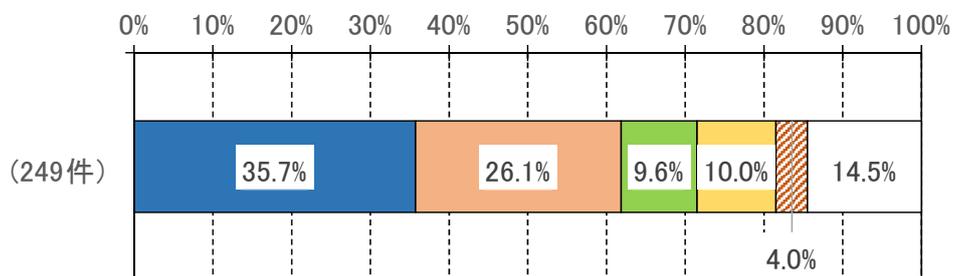


衣食住に関わるすべての項目（①②③）で経済的に困ったことがあるとする「生活レベル1」は18.1%と2割近くを占め、衣食住に関わる項目（①②③）のいずれかで経済的に困ったことがあるとする「生活レベル2」は32.1%と3割を超えており、合わせると全体の半数は衣食住関わる場面において経済的に困ったことがあるとしています。

子どもの教育や生活

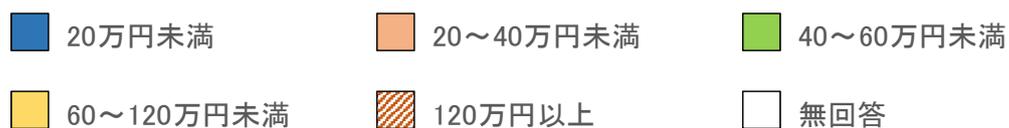
(ア) 子どもにかかる年間の教育費・生活費

<教育費>



子どもにかかる年間の教育費は「20万円未満」(35.7%)、「20～40万円未満」(26.1%)が多く、全体の平均は35.7万円となっています。

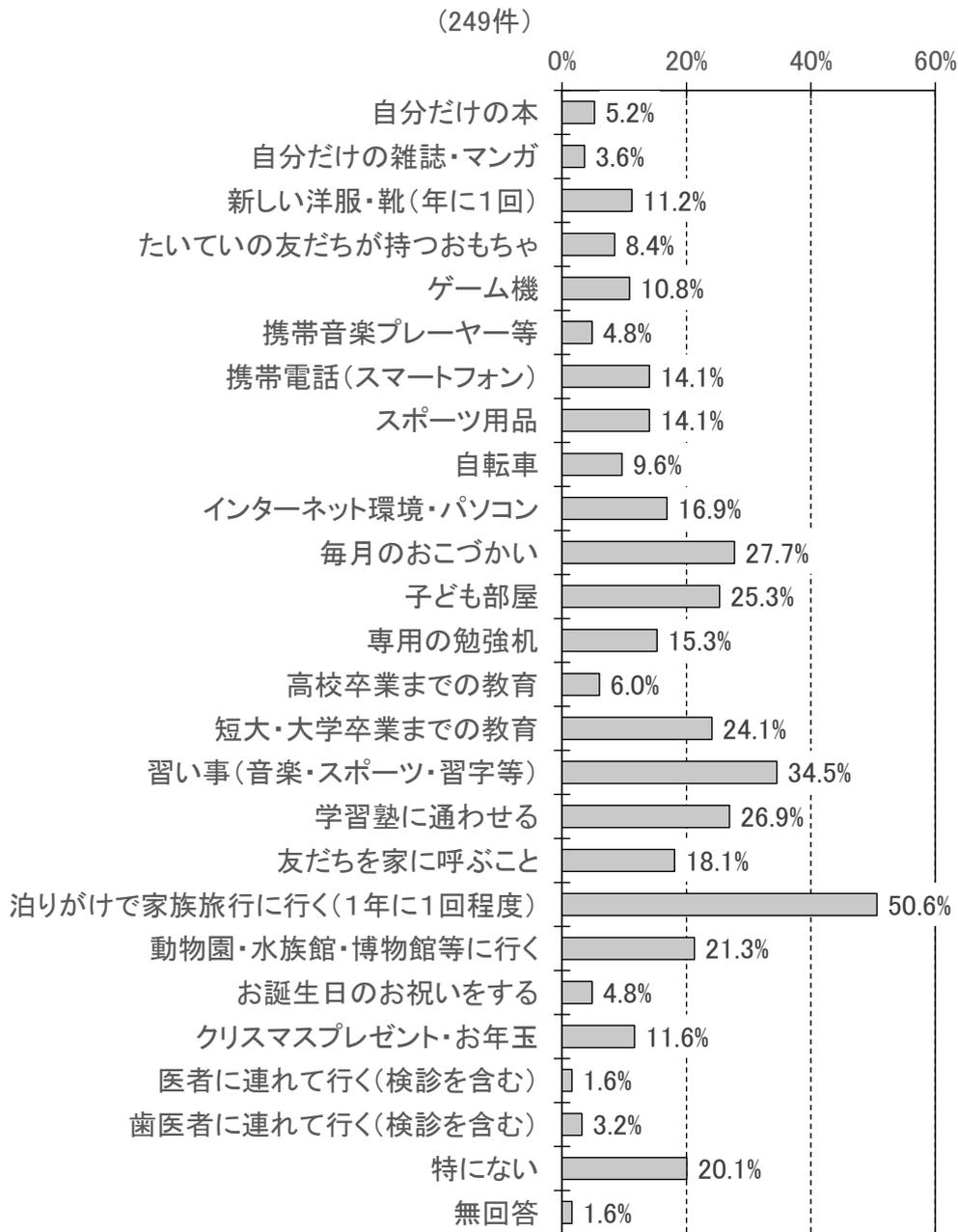
<生活費>



子どもにかかる年間の生活費は「60～120万円未満」(21.7%)、「20～40万円未満」(21.3%)、「20万円未満」(19.7%)などが多く、全体の平均は56.3万円となっています。



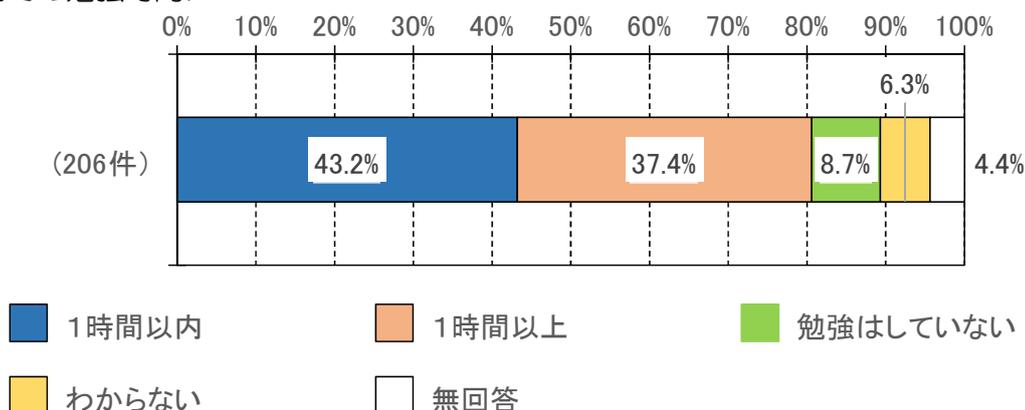
(イ) 経済的理由により子どもにしてあげられないこと



本当は子どもに与えたいのに経済的理由により与えられないことについて聞いたところ、「泊りがけで家族旅行に行く(1年に1回程度)」が50.6%でもっとも多く、ついで「習い事(音楽・スポーツ・習字等)」(34.5%)、「毎月のおこづかい」(27.7%)、「学習塾に通わせること」(26.9%)、「子ども部屋」(25.3%)などが3割前後、「短大・大学卒業までの教育」についても24.1%と2割を超えています。

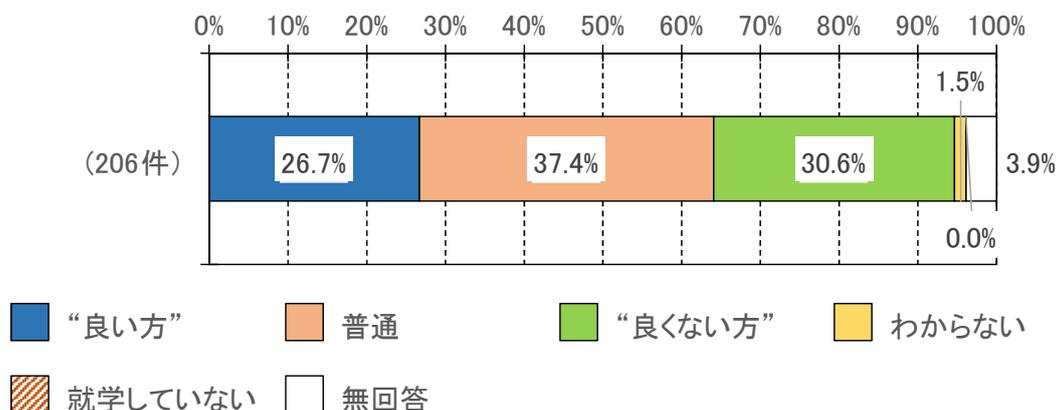
(ウ) 子どもの学習状況

<自宅での勉強時間>



宛名の子どもが小学生以上の回答者に自宅での勉強時間を聞くと、「1時間以内」(43.2%)と「1時間以上」(37.4%)が4割前後、「勉強していない」は1割を下回っています。

<学校での成績>



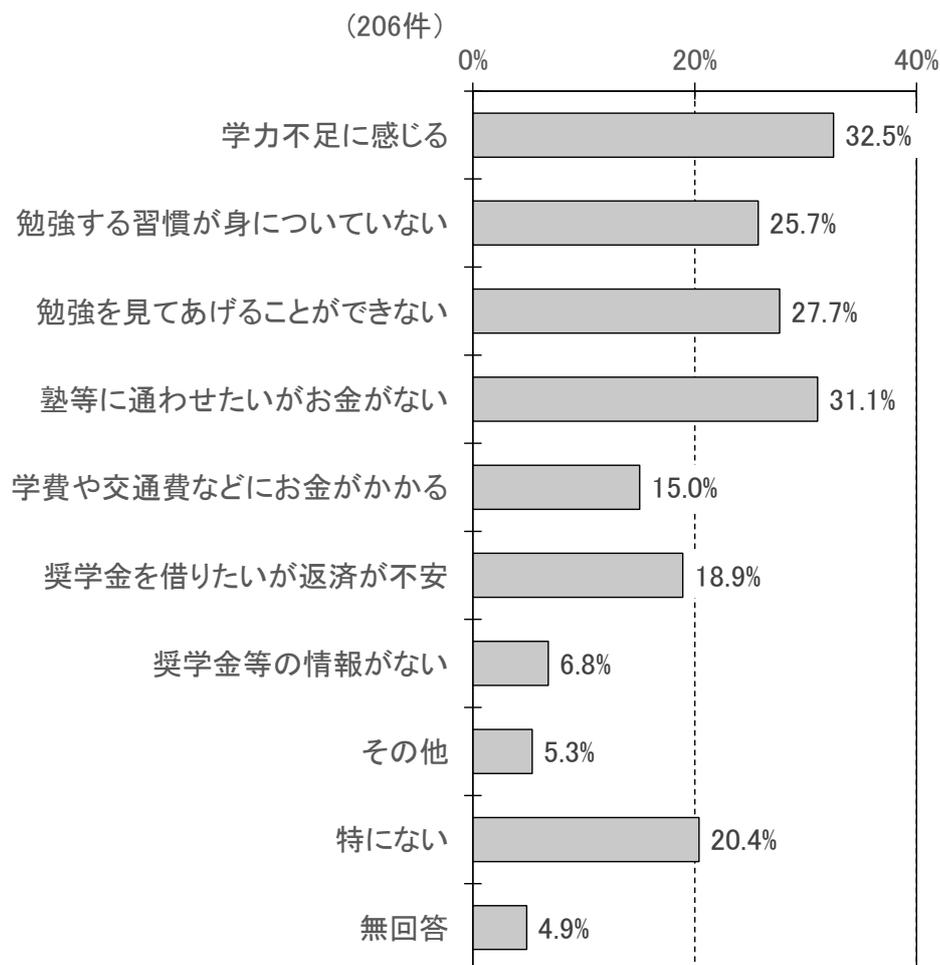
宛名の子ども小学生以上の回答者に学校でも成績について聞くと、「普通」が37.4%でもっとも多くなっています。

「良い方だと思う」、「まあ良い方だと思う」を合わせた“良い方”という回答は26.7%、「あまり良くない方だと思う」、「良くない方だと思う」を合わせた“良くない方”は30.6%で、“良くない方”という回答の割合の方がやや高くなっています。

		n	“良い方”	普通	“良くない方”	わからない	就学していない	無回答
全体		100.0% 206件	26.7% 55件	37.4% 77件	30.6% 63件	1.5% 3件	0.0% 0件	3.9% 8件
生活レベル	生活レベル1	100.0% 36件	13.9% 5件	41.7% 15件	30.6% 11件	8.3% 3件	0.0% 0件	5.6% 2件
	生活レベル2	100.0% 63件	27.0% 17件	31.7% 20件	38.1% 24件	0.0% 0件	0.0% 0件	3.2% 2件
	生活レベル3	100.0% 32件	31.3% 10件	34.4% 11件	31.3% 10件	0.0% 0件	0.0% 0件	3.1% 1件
	生活レベル4	100.0% 69件	30.4% 21件	42.0% 29件	23.2% 16件	0.0% 0件	0.0% 0件	4.3% 3件

生活レベル別に学校の成績についてみると、概ね生活レベルが高くなるにつれて成績は“良い方”という回答の割合も高くなっています。

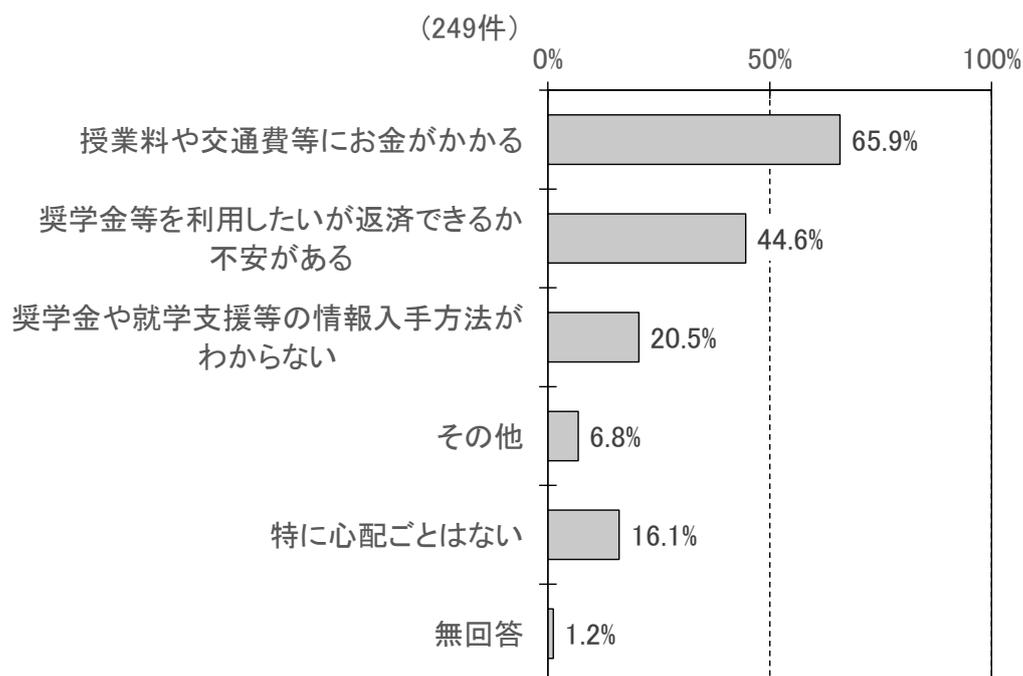
(エ) 子どもの教育に関する心配ごと



宛名の子どもが小学生以上の回答者に教育に関する心配ごとを聞くと、「学力不足を感じる」が32.5%でもっとも多く、ついで「塾等に通わせたいがお金がない」(31.1%)、「勉強を見てあげることができない」(27.7%)、「勉強する習慣が身につけていない」(25.7%)などが3割前後となっています。



(オ) 子どもの進学に関する心配ごと

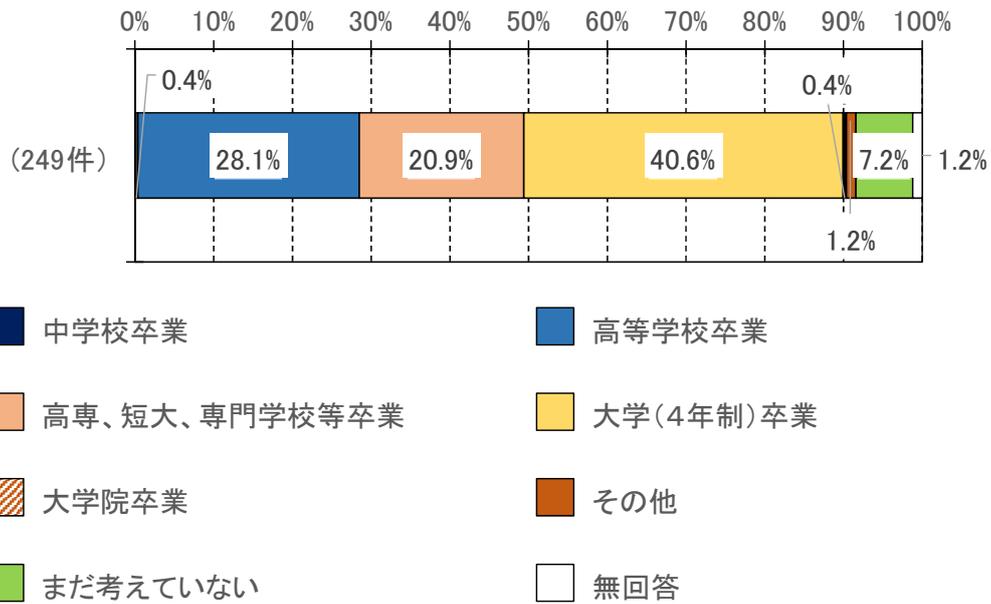


子どもの進学についての心配ごととしては、「授業料や交通費等にお金がかかる」が65.9%でもっとも多く、ついで「奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある」が44.6%と、経済的な負担への不安が多く挙げられています。

		n	授業料や交通費等にお金がかかる	奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある	奨学金や就学支援等の情報入手方法がわからない	その他	特に心配ごとはない	無回答
全体		100.0% 249件	65.9% 164件	44.6% 111件	20.5% 51件	6.8% 17件	16.1% 40件	1.2% 3件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	63.6% 21件	51.5% 17件	24.2% 8件	9.1% 3件	18.2% 6件	0.0% 0件
	120～240万円未満	100.0% 57件	68.4% 39件	47.4% 27件	22.8% 13件	3.5% 2件	15.8% 9件	0.0% 0件
	240～360万円未満	100.0% 76件	78.9% 60件	47.4% 36件	25.0% 19件	7.9% 6件	6.6% 5件	1.3% 1件
	360～480万円未満	100.0% 30件	53.3% 16件	26.7% 8件	26.7% 8件	3.3% 1件	33.3% 10件	0.0% 0件
	480～600万円未満	100.0% 8件	37.5% 3件	25.0% 2件	0.0% 0件	37.5% 3件	25.0% 2件	0.0% 0件
	600～720万円未満	100.0% 14件	71.4% 10件	14.3% 2件	7.1% 1件	7.1% 1件	21.4% 3件	0.0% 0件
	720～840万円未満	100.0% 3件	66.7% 2件	33.3% 1件	0.0% 0件	0.0% 0件	33.3% 1件	0.0% 0件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	100.0% 3件	0.0% 0件

世帯収入別にみると、360万円未満の世帯で「奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある」と回答する割合が半数前後と高く、「奨学金や就学支援等の情報入手方法がわからない」は480万円未満の世帯で回答の割合が2割を超え高くなっています。

(カ) 子どもに希望する教育水準



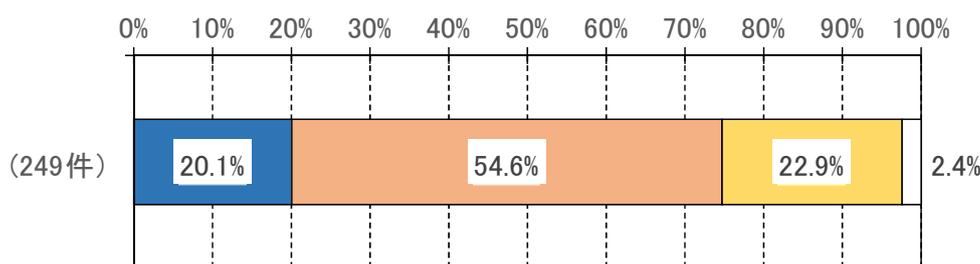
子どもに希望する教育水準としては、「大学（4年制）卒業」（40.6%）という回答がもっとも多く、4割を占めています。



		n	中学校卒業	高等学校卒業	高専、短大、 専門学校等 卒業	大学(4年制) 卒業	大学院卒業	その他
全体		100.0%	0.4%	28.1%	20.9%	40.6%	0.4%	1.2%
		249件	1件	70件	52件	101件	1件	3件
世帯収入	120万円未満	100.0%	0.0%	30.3%	27.3%	33.3%	0.0%	3.0%
		33件	0件	10件	9件	11件	0件	1件
	120～240万円未満	100.0%	1.8%	24.6%	28.1%	33.3%	1.8%	1.8%
		57件	1件	14件	16件	19件	1件	1件
	240～360万円未満	100.0%	0.0%	38.2%	14.5%	44.7%	0.0%	0.0%
		76件	0件	29件	11件	34件	0件	0件
	360～480万円未満	100.0%	0.0%	16.7%	20.0%	50.0%	0.0%	0.0%
		30件	0件	5件	6件	15件	0件	0件
	480～600万円未満	100.0%	0.0%	25.0%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%
		8件	0件	2件	1件	4件	0件	0件
600～720万円未満	100.0%	0.0%	21.4%	7.1%	50.0%	0.0%	0.0%	
	14件	0件	3件	1件	7件	0件	0件	
720～840万円未満	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
	3件	0件	2件	1件	0件	0件	0件	
840～1000万円未満	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
1000万円以上	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	
	3件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	
		n	まだ考えていない	無回答				
全体		100.0%	7.2%	1.2%				
		249件	18件	3件				
世帯収入	120万円未満	100.0%	3.0%	3.0%				
		33件	1件	1件				
	120～240万円未満	100.0%	8.8%	0.0%				
		57件	5件	0件				
	240～360万円未満	100.0%	1.3%	1.3%				
		76件	1件	1件				
	360～480万円未満	100.0%	13.3%	0.0%				
		30件	4件	0件				
	480～600万円未満	100.0%	12.5%	0.0%				
		8件	1件	0件				
600～720万円未満	100.0%	21.4%	0.0%					
	14件	3件	0件					
720～840万円未満	100.0%	0.0%	0.0%					
	3件	0件	0件					
840～1000万円未満	100.0%	0.0%	0.0%					
	0件	0件	0件					
1000万円以上	100.0%	0.0%	0.0%					
	3件	0件	0件					

子どもに希望する教育水準について世帯収入別にみると、世帯収入が240万円未満の世帯では「大学（4年制）卒業」への回答の割合は3割と、240～720万円の世帯に比べてやや低くなっています。

(キ) 経済的理由による進学・就学への影響



- ある
- これまではないが、今後、可能性がある
- これまでもなく、今後もその可能性はない
- 無回答

経済的理由による進学・就学への影響については、断念したことが「ある」が 20.1%、半数以上が「これまではないが、今後、可能性がある」(54.6%) と回答しています。

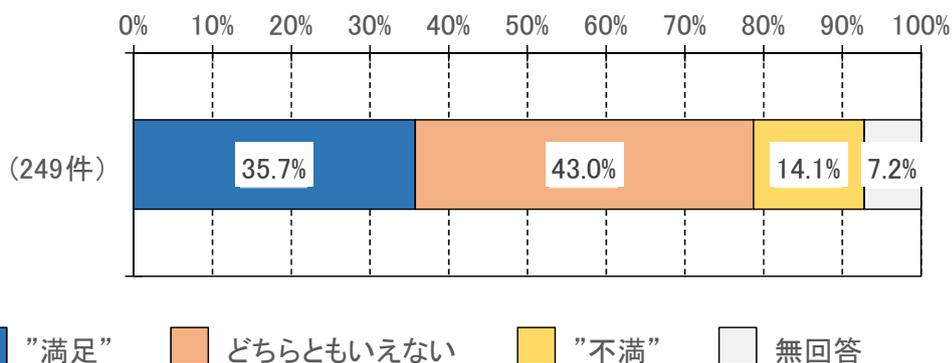
		n	ある	これまではないが、今後、可能性がある	これまでもなく、今後もその可能性はない	無回答
全体		249件	20.1%	54.6%	22.9%	2.4%
			50件	136件	57件	6件
世帯収入	120万円未満	33件	24.2%	48.5%	24.2%	3.0%
			8件	16件	8件	1件
	120～240万円未満	57件	26.3%	52.6%	21.1%	0.0%
			15件	30件	12件	0件
	240～360万円未満	76件	22.4%	57.9%	18.4%	1.3%
			17件	44件	14件	1件
	360～480万円未満	30件	3.3%	60.0%	36.7%	0.0%
			1件	18件	11件	0件
	480～600万円未満	8件	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%
			0件	5件	3件	0件
600～720万円未満	14件	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	
		1件	10件	2件	1件	
720～840万円未満	3件	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	
		0件	2件	1件	0件	
840～1000万円未満	0件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		0件	0件	0件	0件	
1000万円以上	3件	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	
			0件	1件	2件	0件

世帯収入別にみると、進学や就学を断念したことが「ある」という回答は 360 万円未満の世帯で割合が高いのが目立ちます。

また、世帯収入が 600～840 万円未満の世帯では 7 割前後が「これまではないが、今後、可能性がある」と回答しています。

施策要望

(ア) これまでの市の取り組みに対する満足度



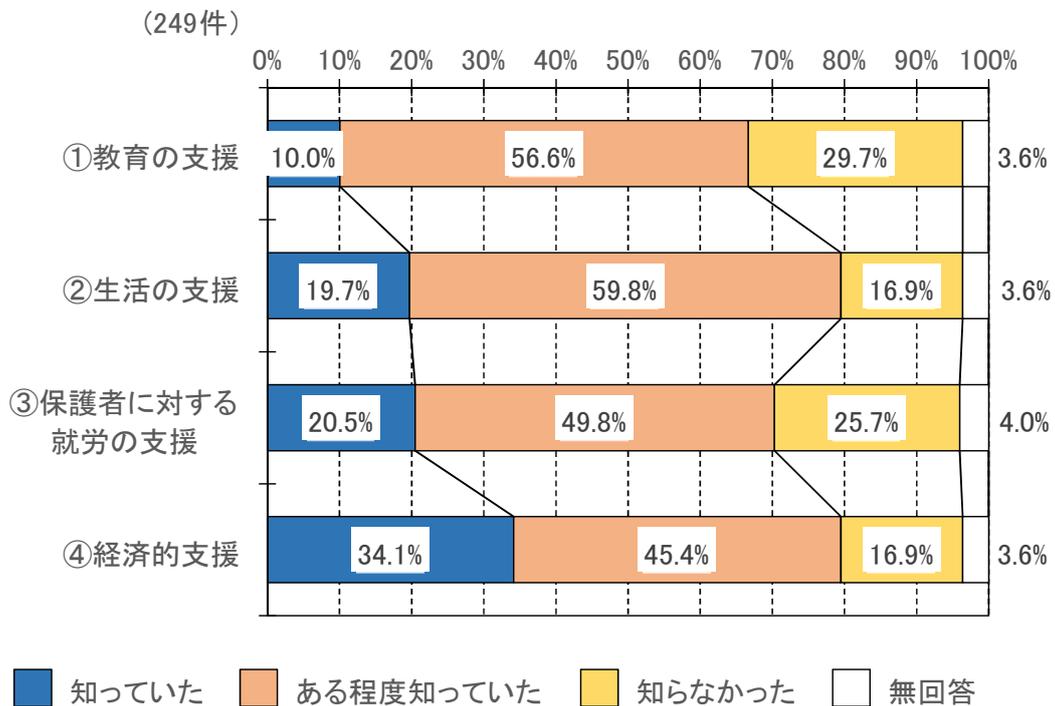
子ども未来応援計画に基づく市の取り組みに対する満足度をみると、「どちらともいえない」が43.0%でもっとも多くなっています。

「満足している」と「やや満足している」を合わせた“満足”という回答は35.7%、「やや不満である」と「不満である」を合わせた“不満”という回答は14.1%で、満足の方が不満を上回っています。



(イ) 施策領域ごとの認知度と評価点

<認知度>

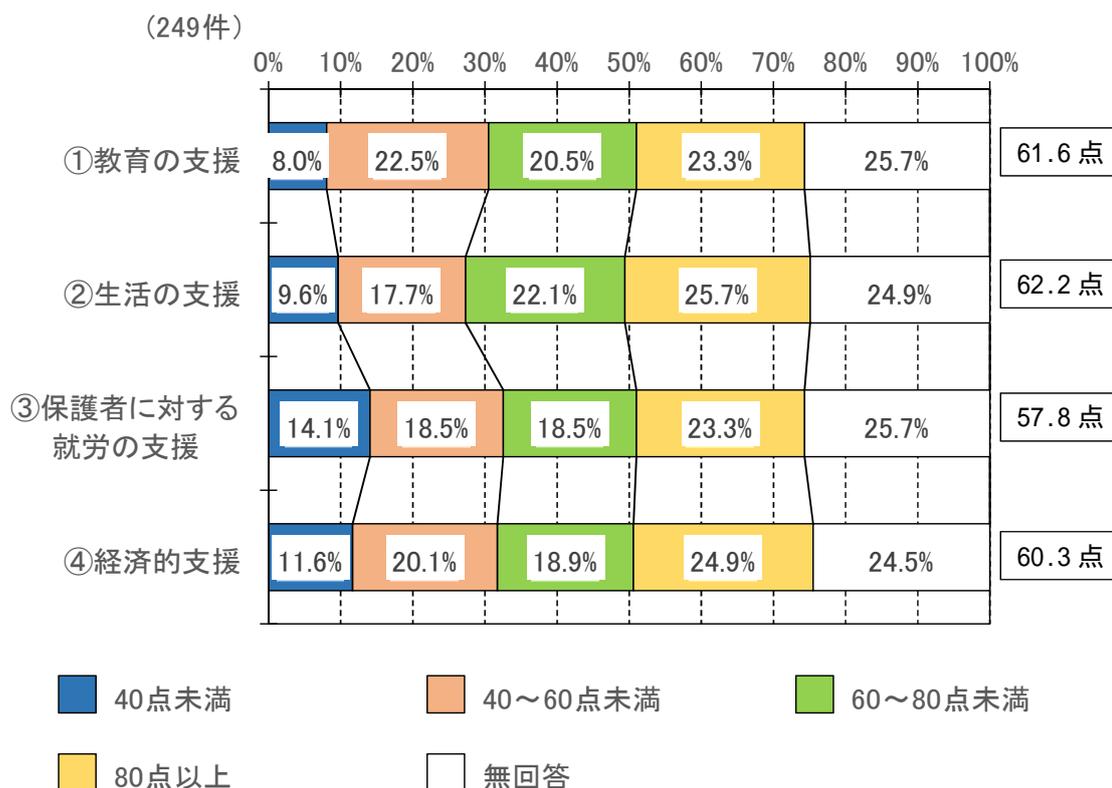


子ども未来応援計画における基本施策の取り組みに対する認知度をみると、いずれの施策も「ある程度知っていた」という回答がもっとも多く、「知っていた」という回答を合わせると、認知度は6割を超えています。

①教育の支援と④保護者に対する就労の支援については、「知らなかった」という回答が2割以上と他の施策に比べてやや認知度は低くなっています。



<評価点>



子ども未来応援計画における基本施策の取り組みに対する評価点をみると、いずれの施策においても「80点以上」の割合がもっとも多く、「60～80点未満」と「40～60点未満」がともに2割前後となっています。

平均すると、②生活支援の評価点が62.2点でもっとも高く、①教育の支援が61.6点、④経済的支援が60.3点、③保護者に対する就労の支援が57.8点となっています。



市の取り組みに対する満足度	n	40点未満	40～60点 未満	60～80点 未満	80点以上	無回答	平均
①教育の支援	100.0% 249件	8.0% 20件	22.5% 56件	20.5% 51件	23.3% 58件	25.7% 64件	61.6点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	6.7% 1件	6.7% 1件	73.3% 11件	13.3% 2件	85.4点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	14.9% 11件	25.7% 19件	43.2% 32件	14.9% 11件	72.9点
どちらともいえない	100.0% 107件	10.3% 11件	24.3% 26件	21.5% 23件	13.1% 14件	30.8% 33件	55.5点
やや不満である	100.0% 20件	5.0% 1件	50.0% 10件	20.0% 4件	5.0% 1件	20.0% 4件	53.6点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	33.3% 5件	6.7% 1件	0.0% 0件	20.0% 3件	28.3点
②生活の支援	100.0% 249件	9.6% 24件	17.7% 44件	22.1% 55件	25.7% 64件	24.9% 62件	62.2点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	0.0% 0件	6.7% 1件	80.0% 12件	13.3% 2件	89.2点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	6.8% 5件	35.1% 26件	41.9% 31件	14.9% 11件	75.0点
どちらともいえない	100.0% 107件	11.2% 12件	22.4% 24件	20.6% 22件	16.8% 18件	29.0% 31件	55.5点
やや不満である	100.0% 20件	25.0% 5件	35.0% 7件	10.0% 2件	10.0% 2件	20.0% 4件	47.8点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	26.7% 4件	13.3% 2件	0.0% 0件	20.0% 3件	29.2点
③保護者に対する就労の支援	100.0% 249件	14.1% 35件	18.5% 46件	18.5% 46件	23.3% 58件	25.7% 64件	57.8点
満足している	100.0% 15件	6.7% 1件	6.7% 1件	0.0% 0件	73.3% 11件	13.3% 2件	83.1点
やや満足している	100.0% 74件	6.8% 5件	13.5% 10件	24.3% 18件	39.2% 29件	16.2% 12件	68.0点
どちらともいえない	100.0% 107件	17.8% 19件	22.4% 24件	17.8% 19件	12.1% 13件	29.9% 32件	50.2点
やや不満である	100.0% 20件	10.0% 2件	35.0% 7件	20.0% 4件	15.0% 3件	20.0% 4件	55.0点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	20.0% 3件	13.3% 2件	6.7% 1件	20.0% 3件	33.3点
④経済的支援	100.0% 249件	11.6% 29件	20.1% 50件	18.9% 47件	24.9% 62件	24.5% 61件	60.3点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	0.0% 0件	26.7% 4件	60.0% 9件	13.3% 2件	87.7点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	8.1% 6件	25.7% 19件	51.4% 38件	13.5% 10件	75.5点
どちらともいえない	100.0% 107件	13.1% 14件	26.2% 28件	20.6% 22件	10.3% 11件	29.9% 32件	52.8点
やや不満である	100.0% 20件	20.0% 4件	45.0% 9件	5.0% 1件	10.0% 2件	20.0% 4件	44.4点
不満である	100.0% 15件	53.3% 8件	13.3% 2件	0.0% 0件	13.3% 2件	20.0% 3件	27.5点

市の取り組みに対して満足度の高い「満足している」、「やや満足している」という回答者では、いずれの施策への評価も高く、概ね平均点は70点を超えています。

また、「満足している」と「やや満足している」を合わせた“満足”層では④経済的支援への評価平均点が77.6点でもっとも高く、ついで②生活の支援が77.4点、①教育の支援は75.0点、③保護者に対する就労の支援は70.6点となっています。

施策ごとの認知度	n	40点未満	40～60点 未満	60～80点 未満	80点以上	無回答	平均	
①教育の支援	100.0%	8.0%	22.5%	20.5%	23.3%	25.7%	61.6点	
	249件	20件	56件	51件	58件	64件		
	知っていた	100.0%	12.0%	16.0%	4.0%	56.0%	12.0%	70.0点
	25件	3件	4件	1件	14件	3件		
	ある程度知っていた	100.0%	2.1%	22.0%	33.3%	27.7%	14.9%	67.2点
141件	3件	31件	47件	39件	21件			
知らなかった	100.0%	18.9%	28.4%	4.1%	6.8%	41.9%	41.6点	
74件	14件	21件	3件	5件	31件			
②生活の支援	100.0%	9.6%	17.7%	22.1%	25.7%	24.9%	62.2点	
	249件	24件	44件	55件	64件	62件		
	知っていた	100.0%	10.2%	14.3%	16.3%	51.0%	8.2%	70.1点
	49件	5件	7件	8件	25件	4件		
	ある程度知っていた	100.0%	4.7%	22.8%	30.9%	24.8%	16.8%	64.5点
149件	7件	34件	46件	37件	25件			
知らなかった	100.0%	28.6%	7.1%	2.4%	4.8%	57.1%	26.4点	
42件	12件	3件	1件	2件	24件			
③保護者に対する就労の支援	100.0%	14.1%	18.5%	18.5%	23.3%	25.7%	57.8点	
	249件	35件	46件	46件	58件	64件		
	知っていた	100.0%	13.7%	13.7%	17.6%	47.1%	7.8%	65.3点
	51件	7件	7件	9件	24件	4件		
	ある程度知っていた	100.0%	7.3%	26.6%	23.4%	24.2%	18.5%	61.9点
124件	9件	33件	29件	30件	23件			
知らなかった	100.0%	29.7%	9.4%	12.5%	6.3%	42.2%	37.3点	
64件	19件	6件	8件	4件	27件			
④経済的支援	100.0%	11.6%	20.1%	18.9%	24.9%	24.5%	60.3点	
	249件	29件	50件	47件	62件	61件		
	知っていた	100.0%	10.6%	18.8%	18.8%	42.4%	9.4%	67.3点
	85件	9件	16件	16件	36件	8件		
	ある程度知っていた	100.0%	6.2%	26.5%	27.4%	23.0%	16.8%	62.4点
113件	7件	30件	31件	26件	19件			
知らなかった	100.0%	31.0%	9.5%	0.0%	0.0%	59.5%	17.1点	
42件	13件	4件	0件	0件	25件			

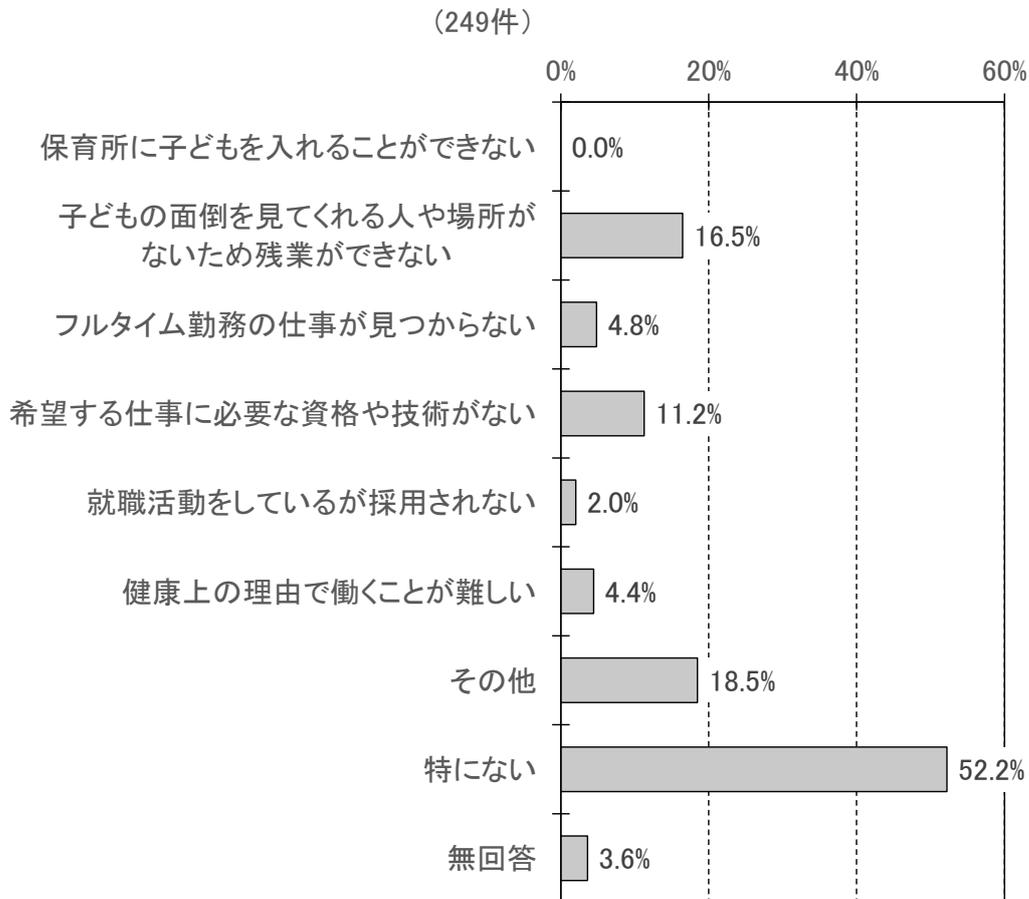
施策ごとの認知度と評価についてみると、いずれの施策においても認知度が高いほど取り組みに対する評価も高く、「知っていた」、「ある程度知っていた」という回答者では平均点は60点を超え、4つの施策のうち①教育の支援と②生活の支援への評価平均点がやや高くなっています。

4つの施策のうち、④経済的支援について「知らなかった」という回答者では評価平均点が17.1点と最も低く、「知っていた」や「ある程度知っていた」という回答者との平均点とに差が見受けられます。



(ウ) 現状の不安や心配・施策要望

<保護者の就労に関する困りごと>



保護者の就労に関して困っていることとしては、「特にない」が 52.2%と半数を超えています。

困っていることとしては、「子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない」(16.5%)、「希望する仕事に必要な資格や技術がない」(11.2%) などが多くなっています。



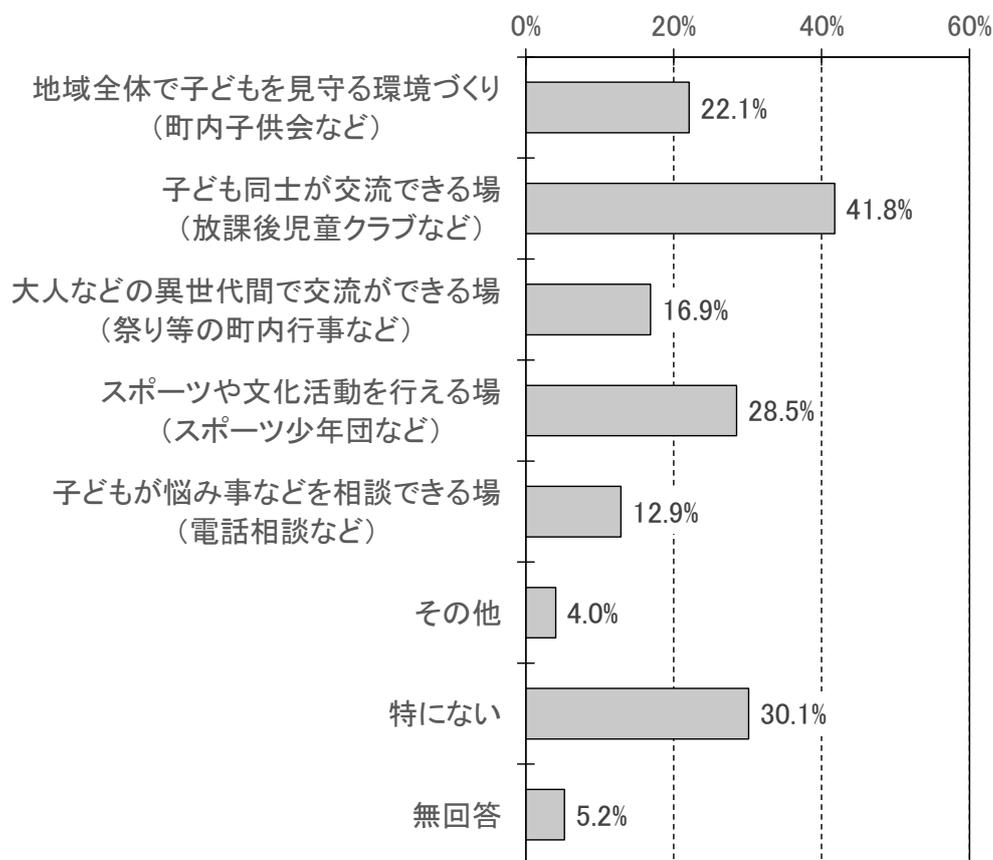
		n	保育所に子どもを入れることができない	子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない	フルタイム勤務の仕事が見つからない	希望する仕事に必要な資格や技術がない	就職活動をしているが採用されない	健康上の理由で働くことが難しい	その他
全体		100.0% 222件	0.0% 0件	18.0% 40件	5.4% 12件	11.7% 26件	1.8% 4件	4.5% 10件	18.0% 40件
母親の 就業形態	正社員・正規職員	100.0% 132件	0.0% 0件	15.9% 21件	1.5% 2件	5.3% 7件	0.8% 1件	0.0% 0件	20.5% 27件
	パート・アルバイト等	100.0% 66件	0.0% 0件	25.8% 17件	13.6% 9件	22.7% 15件	1.5% 1件	7.6% 5件	16.7% 11件
	派遣社員	100.0% 2件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	自営業	100.0% 2件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	無職	100.0% 11件	0.0% 0件	18.2% 2件	9.1% 1件	9.1% 1件	18.2% 2件	36.4% 4件	18.2% 2件
	その他	100.0% 4件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	50.0% 2件	0.0% 0件	25.0% 1件	0.0% 0件
		n		特になし	無回答				
全体		100.0% 222件	50.5% 112件	3.6% 8件					
母親の 就業形態	正社員・正規職員	100.0% 132件	60.6% 80件	3.0% 4件					
	パート・アルバイト等	100.0% 66件	34.8% 23件	3.0% 2件					
	派遣社員	100.0% 2件	100.0% 2件	0.0% 0件					
	自営業	100.0% 2件	100.0% 2件	0.0% 0件					
	無職	100.0% 11件	9.1% 1件	9.1% 1件					
	その他	100.0% 4件	25.0% 1件	0.0% 0件					

母親の就業形態別にみると、母親がパート・アルバイト等の場合、「子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない」(25.8%)、「希望する仕事に必要な資格や技術がない」(22.7%)という回答の割合が正社員・正規職員の場合に比べて高くなっています。



<放課後の子どもの居場所づくりへの支援>

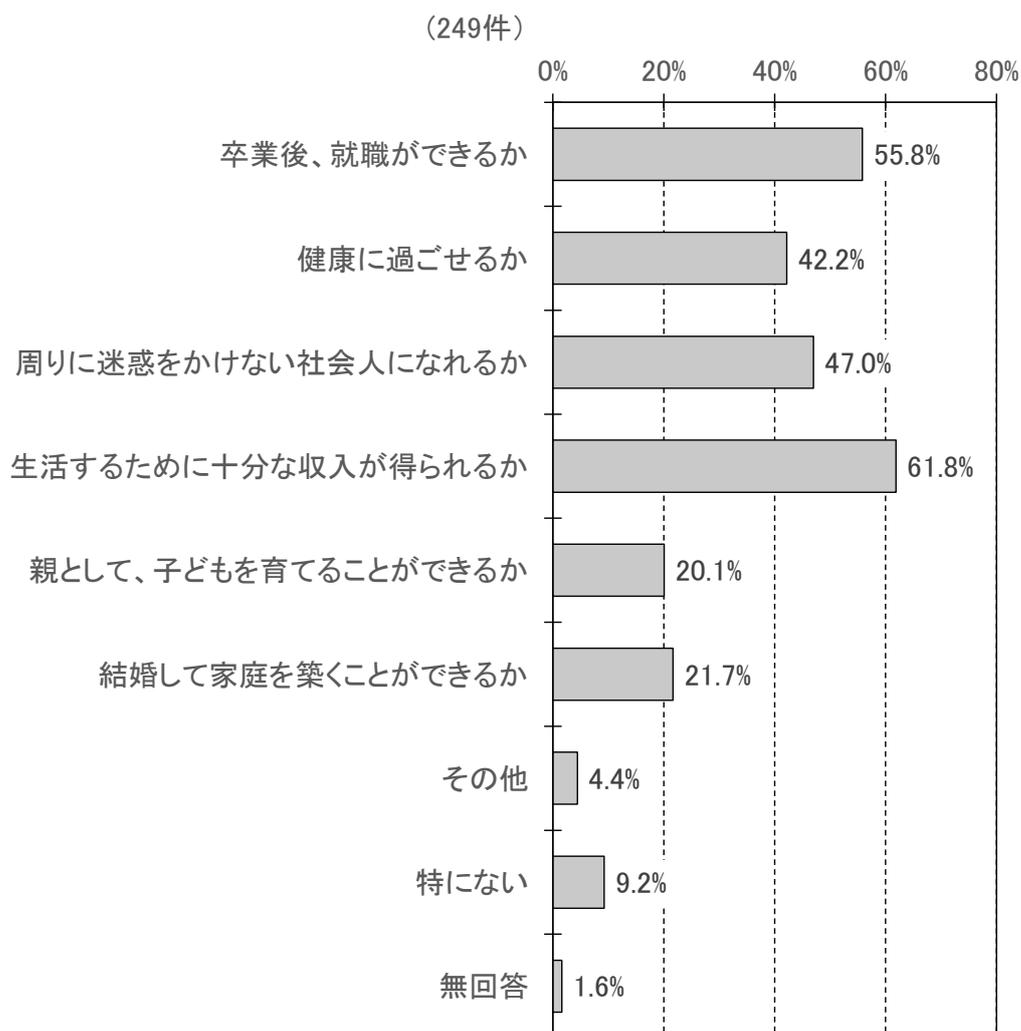
(249件)



放課後の子どもの居場所づくりについては、「子ども同士が交流できる場（放課後児童クラブなど）」を充実してほしいという回答が41.8%でもっとも多くなっています。



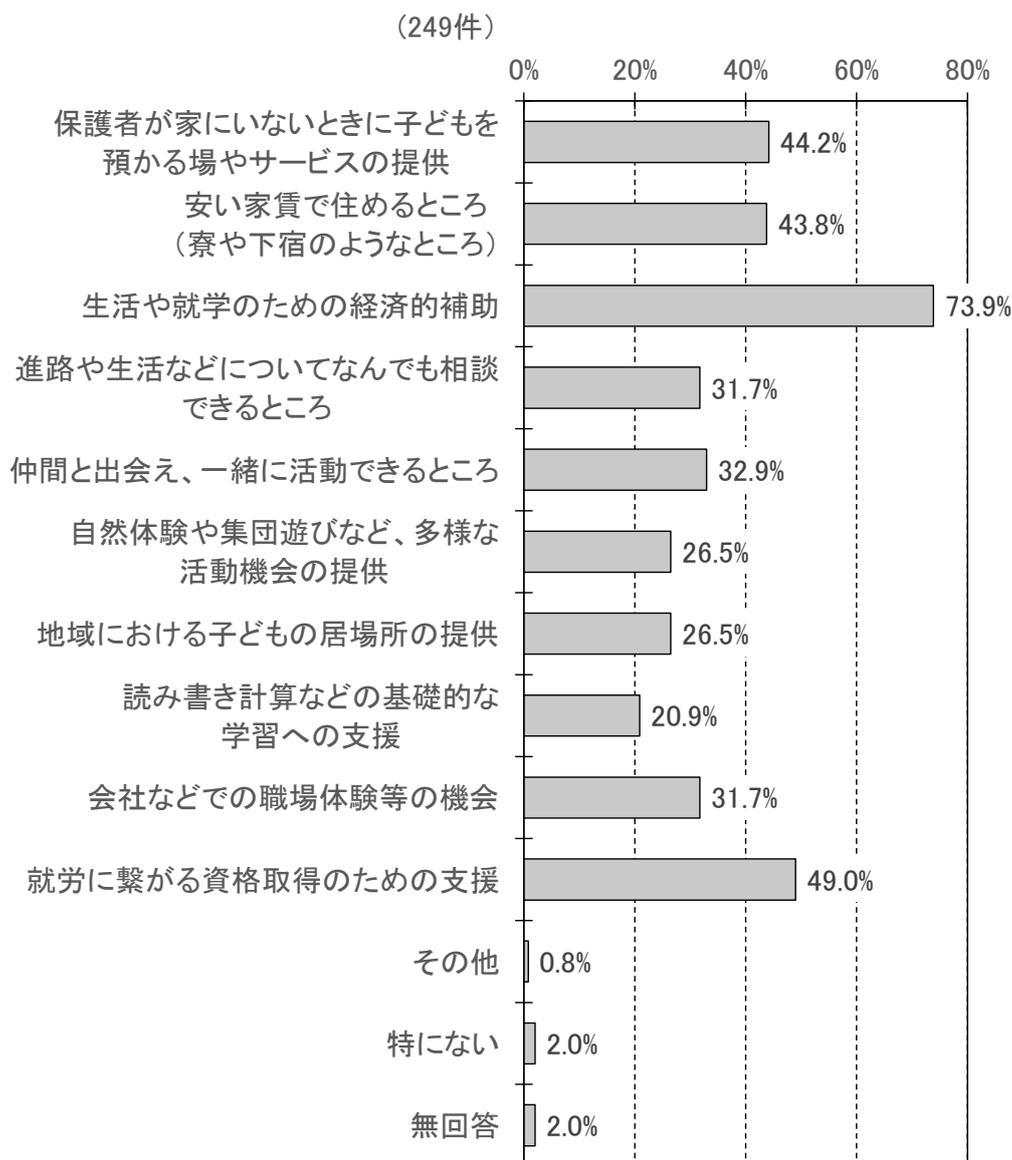
<子どもの将来への心配ごと>



子どもの将来について心配なこととしては、「生活するために十分な収入が得られるか」(61.8%)や「卒業後、就職ができるか」(55.8%)が6割前後で多くなっています。



<子どものために必要と思われる支援>



今後、子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」(73.9%)が7割を超え突出して多く、ついで「就労に繋がる資格取得のための支援」(49.0%)、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(44.2%)、「安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」(43.8%)などが4割を超えています。



		n	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における居場所の提供
全体		100.0%	44.2%	43.8%	73.9%	31.7%	32.9%	26.5%	26.5%
		249件	110件	109件	184件	79件	82件	66件	66件
世帯の種類	母子世帯	100.0%	47.3%	45.9%	76.6%	32.9%	32.9%	27.5%	27.0%
		222件	105件	102件	170件	73件	73件	61件	60件
世帯の種類	父子世帯	100.0%	16.0%	24.0%	52.0%	20.0%	32.0%	12.0%	20.0%
		25件	4件	6件	13件	5件	8件	3件	5件
		n	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	就労に繋がる資格取得のための支援	その他	特にない	無回答	
全体		100.0%	20.9%	31.7%	49.0%	0.8%	2.0%	2.0%	
		249件	52件	79件	122件	2件	5件	5件	
世帯の種類	母子世帯	100.0%	22.5%	32.4%	49.5%	0.9%	1.4%	1.8%	
		222件	50件	72件	110件	2件	3件	4件	
世帯の種類	父子世帯	100.0%	8.0%	20.0%	44.0%	0.0%	8.0%	4.0%	
		25件	2件	5件	11件	0件	2件	1件	

母子世帯、父子世帯ともに「生活や就学のための経済的補助」や「就労に繋がる資格取得のための支援」への回答が多くなっています。

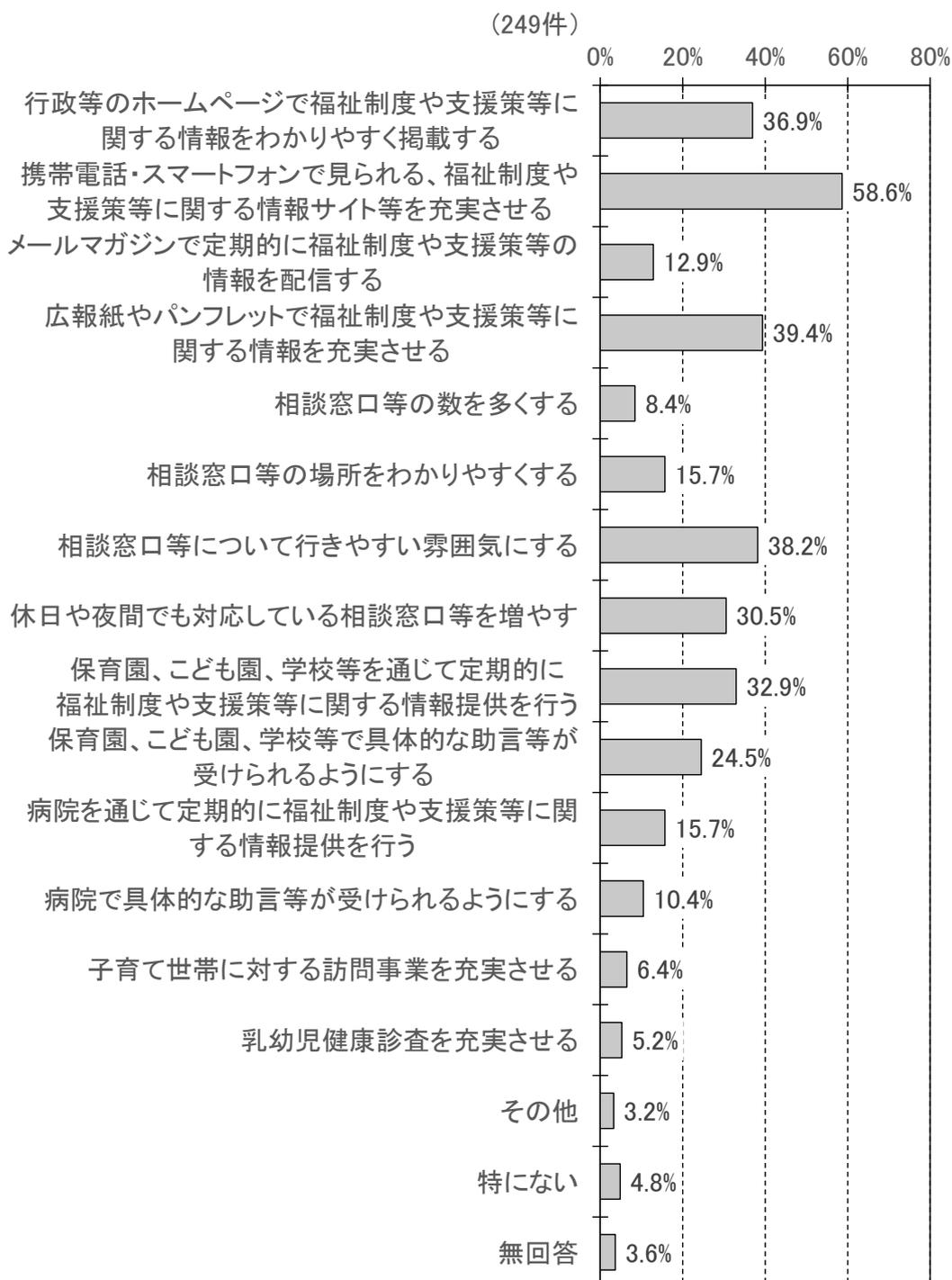
また、父子世帯に比べて母子世帯では「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」への回答の割合が高くなっています。

		n	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における居場所の提供
全体		100.0%	44.2%	43.8%	73.9%	31.7%	32.9%	26.5%	26.5%
		249件	110件	109件	184件	79件	82件	66件	66件
世帯収入の充足感	足りている	100.0%	66.7%	11.1%	33.3%	33.3%	33.3%	55.6%	44.4%
		9件	6件	1件	3件	3件	3件	5件	4件
	だいたい足りている	100.0%	47.9%	31.3%	62.5%	27.1%	35.4%	33.3%	25.0%
		48件	23件	15件	30件	13件	17件	16件	12件
世帯収入の充足感	やや足りない	100.0%	44.3%	41.5%	77.4%	34.9%	34.0%	23.6%	31.1%
		106件	47件	44件	82件	37件	36件	25件	33件
世帯収入の充足感	まったく足りていない	100.0%	38.1%	56.0%	79.8%	29.8%	29.8%	21.4%	17.9%
		84件	32件	47件	67件	25件	25件	18件	15件
		n	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	就労に繋がる資格取得のための支援	その他	特にない	無回答	
全体		100.0%	20.9%	31.7%	49.0%	0.8%	2.0%	2.0%	
		249件	52件	79件	122件	2件	5件	5件	
世帯収入の充足感	足りている	100.0%	11.1%	22.2%	33.3%	0.0%	11.1%	0.0%	
		9件	1件	2件	3件	0件	1件	0件	
	だいたい足りている	100.0%	10.4%	41.7%	47.9%	0.0%	2.1%	4.2%	
		48件	5件	20件	23件	0件	1件	2件	
世帯収入の充足感	やや足りない	100.0%	22.6%	32.1%	45.3%	1.9%	1.9%	1.9%	
		106件	24件	34件	48件	2件	2件	2件	
世帯収入の充足感	まったく足りていない	100.0%	25.0%	25.0%	54.8%	0.0%	1.2%	1.2%	
		84件	21件	21件	46件	0件	1件	1件	

全体で回答の多かった「生活や就学のための経済的補助」、「就労に繋がる資格取得のための支援」、「安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)」などは充足感が低くなるほど回答の割合が高くなっています。また、「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」についても充足度が低くなるほど回答の割合が高くなっています。

一方、充足度が高くなるにつれて「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」や「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」への回答の割合は高くなっています。

<子どもに役立つ支援を受けやすくするために必要なこと>



子どものために役立つ支援を受けやすくするためには、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が58.6%でもっとも多く、ついで「広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる」(39.4%)、「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」(38.2%)などが4割近くとなっています。

		n	行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する	携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報	メールマガジンで定期的に福祉制度や支援策等の情報を配信する	広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる	相談窓口等の数を多くする	相談窓口等の場所をわかりやすくする	相談窓口等について行きやすい雰囲気にする
全体		100.0% 249件	36.9% 92件	58.6% 146件	12.9% 32件	39.4% 98件	8.4% 21件	15.7% 39件	38.2% 95件
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	39.2% 87件	61.7% 137件	14.4% 32件	39.6% 88件	9.0% 20件	16.2% 36件	39.2% 87件
	“心配していない”	100.0% 24件	20.8% 5件	37.5% 9件	0.0% 0件	41.7% 10件	4.2% 1件	12.5% 3件	33.3% 8件
		n	休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす	保育園、こども園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を	保育園、こども園、学校等で具体的な助言等が受けられるようにする	病院を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う	病院で具体的な助言等が受けられるようにする	子育て世帯に対する訪問事業を充実させる	乳幼児健康診査を充実させる
全体		100.0% 249件	30.5% 76件	32.9% 82件	24.5% 61件	15.7% 39件	10.4% 26件	6.4% 16件	5.2% 13件
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	32.9% 73件	33.8% 75件	23.9% 53件	16.7% 37件	10.8% 24件	7.2% 16件	5.4% 12件
	“心配していない”	100.0% 24件	12.5% 3件	29.2% 7件	33.3% 8件	8.3% 2件	8.3% 2件	0.0% 0件	4.2% 1件
		n	その他	特になし	無回答				
全体		100.0% 249件	3.2% 8件	4.8% 12件	3.6% 9件				
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	3.6% 8件	4.1% 9件	2.7% 6件				
	“心配していない”	100.0% 24件	0.0% 0件	12.5% 3件	0.0% 0件				

子どもの養育に対する経済的心配別にみると、“心配している”という世帯では子どものために役立つ支援を受けやすくするためには、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」、「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」への回答の割合が“心配していない”という世帯よりも高いのが目立ちます。

一方、“心配していない”という世帯では、「広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる」や「保育園、こども園、学校等で具体的な助言等が受けられるようにする」への回答の割合が“心配している”という世帯を上回っています。



3 課題・今後の方向性

(1) 概況データからみた課題・方向性

- 小・中学生の数は減少傾向。
- 要保護児童・生徒、準要保護児童・生徒の数はともに減少傾向。特に要保護児童・生徒の数は大きく減少。
- 児童手当の対象となる児童の数は減少傾向。
- 児童扶養手当受給者数は減少傾向。
- 生活保護率は減少傾向にあるものの、生活保護の被保護世帯数は600世帯台で推移。
- 生活保護の被保護人員の内訳をみると、「生活扶助」「医療費扶助」「住宅扶助」が多い。

- ☆子どもの数は減少しており、それにともない、要保護・準要保護の児童・生徒数、児童手当や児童扶養手当の受給者数も減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くものと考えられます。
- ☆生活保護を必要とする世帯も減少傾向にあるものの、被保護世帯数の減少はゆるやかで今後も一定数、生活保護を必要とする世帯が発生すると考えられます。
- ☆子どもの数の減少と比例して支援を必要とする世帯や子どもたちの数が減少するわけではなく、今後も一定数支援を必要とする人が発生すると思われます。
- ☆今後必要とされる支援の規模も、子どもの数の減少に比例して縮小するということではなく、現状の支援の規模をベースに、ある程度の規模を確保した上で、状況に応じて調整していくということが必要になると思われます。
- ☆生活保護の扶助内容としては「生活扶助」、「医療費扶助」、「住宅扶助」が多くなっており、生活保護世帯以外においても必要とされる支援の内容に同様の傾向を持つことが考えられます。必要とされる支援に対して、生活保護以外の支援メニューの紹介や情報提供を行ったり、場合によっては独自の支援メニューを検討していくなど、生活保護を利用しなくても自立して生活していくことができるように、幅広い支援を展開していくことも大事なのではないかと考えられます。

(2) アンケート調査結果からみた課題・方向性

- ひとり親世帯等においては「母子家庭」の占める割合が高く、全体の半数は親と子のみの世帯となっている。
- 回答のあった世帯の世帯収入の平均は 293.2 万円となっており、「240～360 万円未満」が全体の 3 割を占めている。世帯収入 480 万円未満の世帯では世帯収入に対して“足りていない”（「まったく足りない」、「やや足りない」）という評価が 6 割以上を占めている。
- この 1 年間で経済的に困ったこととしては、“子どもの服などが買えないこと”、“塾や習い事に通わせられないこと”、“生活費の支払いに困ること”が多く、世帯収入が低くなるほどその割合は高くなっている。
- 子どもにかかる年間の教育費の平均は 35.7 万円、生活費の平均は 56.3 万円。
- 経済的理由により子どもにしてあげられないこととしては、半数が「泊りがけで家族旅行に行く（1年に1回程度）」を挙げている。
- 生活レベル 1、2 という世帯では、子ども（小学生以上）の成績が“良くない方”（「良くない方だと思う」、「あまり良くない方だと思う」）だと思うという回答の割合が“良い方”（「良い方だと思う」、「まあ良い方だと思う」）だと思うという回答の割合を上回っている。
- 子どもの教育に関する心配事としては、「塾等に通わせたいがお金がない」（31.1%）が 3 割を超えており、子どもの進学に関する心配としては「授業料や交通費等にお金がかかる」（65.9%）への回答が 6 割を超えている。
- 子どもに希望する教育水準は「大学（4年制）卒業」が約 4 割を占めているものの、概ね世帯収入が低くなるほど割合は低くなっており、240 万円未満の世帯では 3 割台となっている。
- これまでの本市の貧困対策に対する 4 つの取り組みについては、いずれも 6 割以上が認知（「知っていた」、「ある程度知っていた」）しており、取り組みに対する満足度も“満足”（「満足している」、「やや満足している」）が 35.7%と、“不満”（「不満である」、「やや不満である」）の 14.1%を上回っている。
- 施策に対する認知度が高いほど取り組みに対する満足度が高く、市の取り組みに満足している層では“経済的支援”や“教育の支援”に対する評価点が高い。
- 今後、子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」（73.9%）が 7 割以上となっている。
- 支援を受けやすくするための環境整備としては、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が 58.6%でもっとも多くなっている。

- 
- ☆ 第 1 期計画策定時に実施した 0～18 歳までの子どもを持つ世帯を対象としたアンケート調査では、世帯収入の平均は 520.3 万円であり、ひとり親世帯に限定しても 348.6 万円となっており、今回調査からみると世帯収入は減少している状況がうかがえます。
 - ☆ 前回調査における子どもにかかる教育費は 43.7 万円（ひとり親）、生活費は 54.6 万円（ひとり親）となっており、生活費は大きく変わらないものの、教育費は世帯収入の減少と比例して減少しています。
 - ☆ 経済的に困ったこととして“塾や習い事に通わせられないこと”が挙げられていたり、子どもの教育に関する心配としても「塾等に通わせたいがお金がない」への回答が多く、世帯収入の減少は子どもの教育に対する経済的な不安につながっているように思われます。また、経済的に困ったことがある世帯の方が子どもの成績に関しても良くない方だと思いう評価の割合が高く、世帯収入が低いほど子どもに対して「大学（4 年制）卒業」を希望する割合が低くなるなど、世帯の経済的な安定と子どもの教育とは密接につながっているように思われます。
 - ☆ 世帯収入と子どもの教育の関係を考えると、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念である“子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する”を目指す上では、教育の支援を充実させ、世帯の収入に関わらず、すべての子どもが安定的に学ぶことができる環境を整備することが非常に重要だと思われま
 - ☆ 本市の子どもの貧困対策に対する取り組みについては、ひとり親世帯等における認知度は高く、満足度も低くはない状況です。
 - ☆ 施策に対する認知度が高いほど取り組み全体に対する満足度が高いため、取り組みに対する周知活動の重要性は高いと考えられます。
 - ☆ 市の取り組みに満足している層では“経済的支援”や“教育の支援”に対する評価点が高く、これらの取り組みが全体的な満足度の向上に関係しているのではないかと考えられます。
 - ☆ これまでの本市の取り組みについては一定の評価を得られているものと思われ、今後も施策・事業を継続していくことが必要と考えます。
 - ☆ これまでの施策・事業の継続を基本とした上で、「生活や就学のための経済的補助」への期待が大きいことなどを踏まえ、既存事業の充実や、新しい取り組みの検討などを進めていきます。また支援を受けやすくするための環境整備としては「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」など、多様な情報提供により、支援情報を支援を必要としている人に適切に届けることが期待されており、今後も情報提供の充実に努めていきます。

* * . * * . * * . * * . * *
第3章 計画の基本的な考え方
* * . * * . * * . * * . * *

1 基本理念と目指す姿



第1期計画の基本理念は、国や秋田県の掲げている基本理念を踏まえ、“子どもと子育て家庭に寄りそい見守り支えていく地域性”と“多様な課題に柔軟に対応できる計画の進行管理体制”の構築を目指し、「すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう みんなで寄りそい支えるまち」を基本理念として施策の展開を図ってきました。

この基本理念は子どもの貧困対策のみならず、本市の子ども・子育て支援の目指すべき長期的な目標であり、国や県も法改正や計画改訂があったものの引き続き同じ基本理念を掲げ取り組んでいることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承して引き続き地域社会全体で子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるように取り組んでいくものとします。

「基本理念

すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう
みんなで寄りそい支えるまち

目指す姿

- 子どもと子育て家庭に寄りそい見守り支えていく地域性
- 多様な課題に柔軟に対応できる計画の進行管理体制
- ネットワークによる網羅的支援ができる体制の構築

秋田県の「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」では、第1次計画の基本理念を継承しつつ、これまでの4つの重点施策に加え、新たに5つ目の重点施策としてネットワークによる網羅的支援を加えています。

これまでも子どもと子育て家庭を支えていくための地域ネットワークの構築について取り組まれてはいましたが、県民全体で子どもや子育て家庭を見守り支える気運を一層高めることを目指し、重点施策のひとつとして設定されたものと思われます。

本市においても県の動向を踏まえ、“ネットワークによる網羅的支援ができる体制の構築”を目指すべき姿のひとつとして新たに掲げていきます。



2 基本施策と施策の体系

本市においては、以下の5項目を基本施策として重点的に取り組んでいきます。

基本施策1：教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられるための環境整備を目指します。

基本施策2：生活の支援

子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立しないように相談支援の充実を図り、子どもたちの健康で健やかな成長を支援します。

基本施策3：保護者に対する就労の支援

子どもたちが安定した生活を送ることができるように、保護者が一定の収入を得られるように、関係機関と連携して、ひとり親家庭やそれぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行っていきます。

基本施策4：経済的支援

各種助成制度などについて周知し、経済的支援を必要とする人たちが適切に活用できるように相談支援を推進します。

基本施策5：ネットワークによる網羅的支援

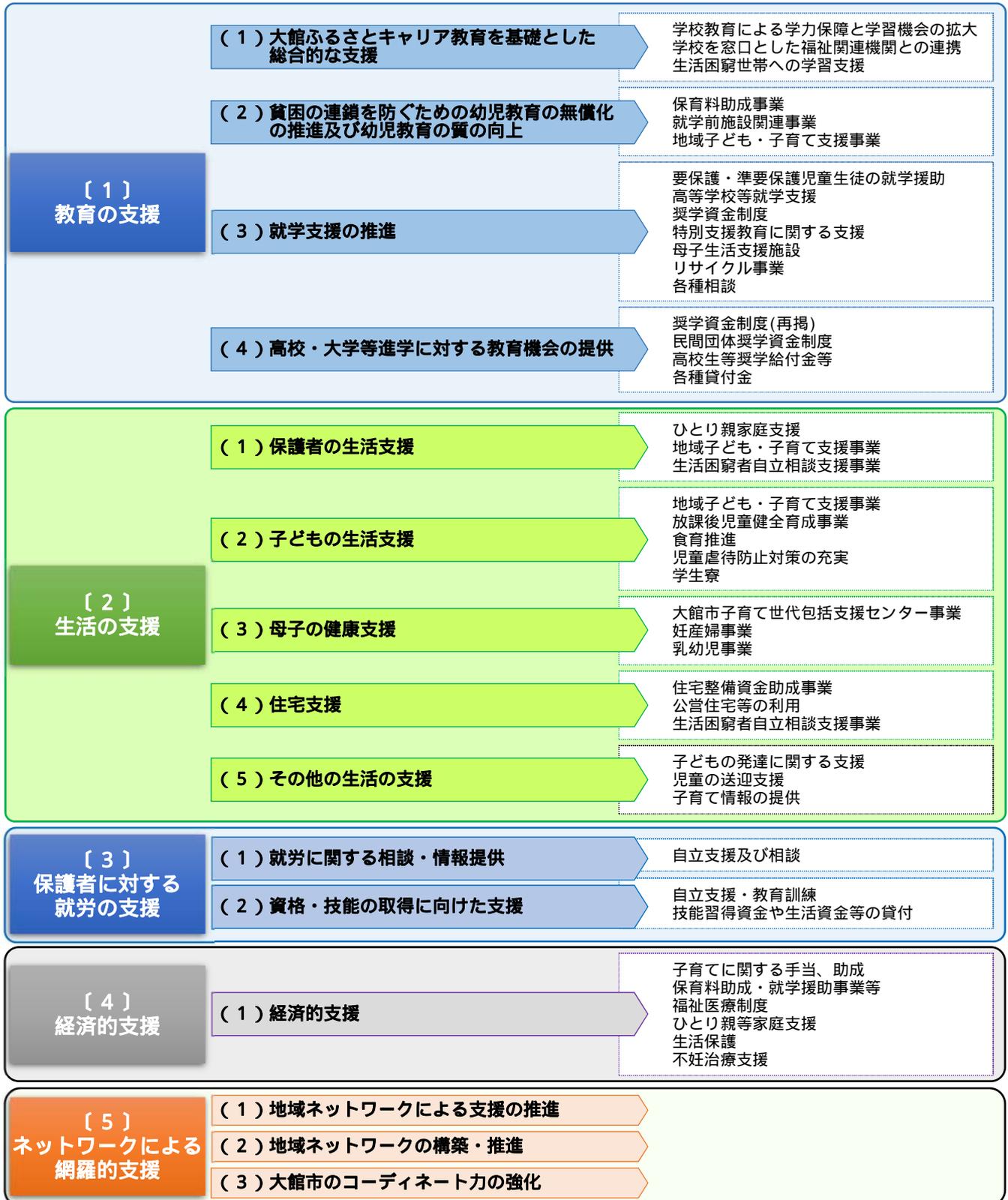
子育て家庭の抱える様々な課題に対応して、適切な支援を行っていくためには、地域の多様な関係者や関係機関が緊密に連携を図り、現状や課題を共有し、それぞれの対象者にあった支援へと円滑につないでいくことができることが重要となるため、県と情報共有や連携を図りながら、ネットワークによる網羅的支援を展開できるように体制整備を進めていきます。

【基本理念】

**すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう
みんなで寄りそい支えるまち**

【基本施策】

【施策の方向】





1 本計画における施策・事業の一覧

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号		
1 教育の支援	(1) 大館ふるさとキャリア教育を基礎とした総合的な支援	① 学校教育による学力保障と学習機会の拡大	○少人数学習推進事業	No.1 — P. 65		
			○おおだて型学力の向上	No.2 — P. 65		
			○百花繚乱作戦と子どもハローワーク	No.3 — P. 65		
			○コミュニティ・スクール	No.4 — P. 65		
			○地域学校協働活動事業	No.5 — P. 65		
			○高校生学校生活サポート事業	No.6 — P. 66		
		② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携	○スペース・イオおおだて	No.7 — P. 66		
			○スクールソーシャルワーカー配置事業	No.8 — P. 66		
			○スクールカウンセラー、広域カウンセラー配置事業	No.9 — P.66		
			○スクールカウンセラーの派遣	No.10 — P.66		
			○すこやか電話（相談電話）	No.11 — P.66		
			○適応指導大館おおとり教室	No.12 — P.67		
			○子育て相談会	No.13 — P.67		
			○就学教育相談	No.14 — P.67		
	③ 生活困窮世帯への学習支援	○高等学校等就学支援金	No.15 — P.67			
		○大館市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	No.16 — P.67			
	(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	① 保育料助成事業	○すこやか子育て支援事業	No.18 — P.68		
			○すこやか療育支援事業	No.19 — P.68		
		② 就学前施設関連事業	○保育所緊急整備事業費補助金	No.20 — P.68		
			○施設型給付費	No.21 — P.68		
			○私立幼稚園整備費補助金	No.22 — P.68		
			○私立幼稚園運営費補助金	No.23 — P.68		
		③ 地域子ども・子育て支援事業	○一時保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育等の事業実施または民間の事業実施に対する補助		No.24 — P.69	
		(3) 就学支援の推進	① 要保護・準要保護児童生徒の就学援助	○義務教育就学援助制度		No.25 — P.69
	② 高等学校等就学支援		○高等学校等就学支援金【再掲】		No.15 — P.67	
			○私立高等学校就学支援事業補助金（私立学校授業料軽減補助・私立学校入学金軽減補助）		No.26 — P.69	
○高校生学校生活サポート事業【再掲】			No.6 — P.66			
○高等学校等奨学給付金			No.27 — P.69			
○高等学校定時制・通信制課程修学資金			No.28 — P.69			
○高等教育の就学支援新制度【再掲】			No.17 — P.67			

基本施策	施策の方向	施策・事業	事業番号	
前頁のつづき 1 教育の支援	前頁のつづき (3) 就学支援の推進	③ 奨学資金制度	○大館市奨学資金制度	No.29 — P.69
			○大館市奨学資金制度（医学生）	No.30 — P.70
			○大館市病院事業看護師奨学資金制度	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 （県内就職者）	No.33 — P.70
			○大館市奨学金返還助成制度 （市内就労者）	No.34 — P.70
		④ 特別支援教育に関する支援	○特別支援教育就学奨励費	No.35 — P.70
		⑤ 母子生活支援施設	○入所世帯児童への学習支援	No.36 — P.71
		⑥ リサイクル事業	○制服等の無料引き取り及びリユース	No.37 — P.71
		⑦ 各種相談	○スクールソーシャルワーカー 配置事業 【再掲】	No.8 — P.66
			○スクールカウンセラー、 広域カウンセラー配置事業 【再掲】	No.9 — P.66
			○スクールカウンセラーの派遣 【再掲】	No.10 — P.66
			○すこやか電話（相談電話） 【再掲】	No.11 — P.66
	○子育て相談会 【再掲】		No.13 — P.67	
	○就学教育相談 【再掲】		No.14 — P.67	
	(4) 高校・大学等進学 に対する教育機会 の提供	① 奨学資金制度 (再掲)	○大館市奨学資金制度 【再掲】	No.29 — P.69
			○大館市奨学資金制度（医学生） 【再掲】	No.30 — P.70
			○大館市病院事業看護師奨学資金制度 【再掲】	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度 【再掲】	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 （県内就職者） 【再掲】	No.33 — P.70
○大館市奨学金返還助成制度 （市内就労者） 【再掲】			No.34 — P.70	
② 民間団体 奨学資金制度			○日本学生支援機構	No.38 — P.71
○秋田県育英会		No.39 — P.71		
○各種金融機関		No.40 — P.71		

基本施策	施策の方向	施策・事業	事業番号		
前頁のつづき 1 教育の支援	前頁のつづき (4) 高校・大学等進学 に対する教育機会 の提供	③ 高校生等 奨学給付金等	○高等学校等就学支援金 【再掲】	No.15 — P.67	
			○私立高等学校就学支援事業補助金 (私立学校授業料軽減補助・私立学 校入学金軽減補助) 【再掲】	No.26 — P.69	
			○高等学校等奨学給付金 【再掲】	No.27 — P.69	
			○高等学校定時制・通信制課程修学資 金 【再掲】	No.28 — P.69	
			○高等学校定時制課程夜食費補助、高 等学校定時制課程教科書及び通信制 課程教科書学習書給与給付金	No.41 — P.71	
			○高等教育の就学支援新制度 【再掲】	No.17 — P.67	
2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	④ 各種貸付金	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	No.42 — P.72	
			○生活福祉資金貸付事業	No.43 — P.72	
			① ひとり親家庭 支援	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 (秋田県北 NPO 支援センター)	No.44 — P.72
				○母子・父子自立支援員の配置	No.45 — P.72
				○ひとり親家庭就業・自立支援センタ ー事業	No.46 — P.72
				○母子生活支援施設等入所 (白百合ホーム)	No.47 — P.72
		○ひとり親家庭等養育費確保支援事業		No.48 — P.73	
		○ファミリー・サポート・センター事 業(秋田県北 NPO 支援センター)		No.49 — P.73	
		② 地域子ども ・子育て支援 事業	○病児・病後児保育事業(マミースマ イル、エンジェル、キッズテラス ア ット セイジュ)	No.50 — P.73	
			○一時預かり事業 (白百合ホーム、たしろ保育園)	No.51 — P.73	
			○夜間養護(トワイライトステイ)等 事業(白百合ホーム)	No.52 — P.73	
			○休日保育事業	No.53 — P.74	
	○個人・グループによる託児		No.54 — P.74		
	○就労支援員の配置		No.55 — P.74		
	③ 生活困窮者 自立相談支援 事業	○生活困窮者の相談・支援	No.56 — P.74		
		○休日福祉相談会の開催	No.57 — P.74		
		○住居確保給付金	No.58 — P.75		
		○地域子育て支援拠点事業	No.59 — P.75		
		① 地域子ども ・子育て支援 事業	○ファミリー・サポート・センター事 業(秋田県北 NPO 支援センター) 【再掲】	No.49 — P.73	
			○利用者支援事業	No.60 — P.75	
	○放課後児童クラブ、 放課後子ども教室		No.61 — P.75		
	(2) 子どもの生活支援	② 放課後児童 健全育成事業	○スポーツ少年団	No.62 — P.75	
			○学校給食の実施	No.63 — P.75	
		③ 食育推進	○食育推進委員会	No.64 — P.76	
○子ども食堂(ボランティア活動)			No.65 — P.76		
○フードバンク			No.66 — P.76		

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号	
前頁のつづき 2 生活の支援	前頁のつづき (2) 子どもの生活支援	④ 児童虐待 防止対策の充実	○大館市 子ども家庭総合支援拠点ほっと	No.67 — P.76	
			○大館市 子ども・家族支援ネットワーク	No.68 — P.76	
		⑤ 学生寮	○首都圏での住居支援 男子寮及び女子寮（秋田県出身者）	No.69 — P.77	
			① 大館市 子育て世代 包括支援 センター事業	○子育て世代包括支援センター （さんまある）	No.70 — P.77
				○専用電話相談	No.71 — P.77
	○電話訪問（妊娠 34 週、生後 2 週）	No.72 — P.77			
	○産科病棟訪問	No.73 — P.77			
	○臨床心理士による相談	No.74 — P.77			
	○来所相談	No.75 — P.78			
	○家庭訪問	No.76 — P.78			
	○子育て支援講座	No.77 — P.78			
	○妊産婦支援プラン作成	No.78 — P.78			
	② 妊産婦事業	○母子健康手帳交付及び相談		No.79 — P.78	
		○妊産婦健康診査等及び 妊婦歯科健康診査の受診票交付	No.80 — P.78		
		○妊産婦健康教育	No.81 — P.79		
		○妊産婦訪問指導	No.82 — P.79		
		○養育支援訪問事業	No.83 — P.79		
		○産前・産後ママサポート事業	No.84 — P.79		
		○産後ケア事業	No.85 — P.79		
	③ 乳幼児事業	○乳幼児健康診査（4 か月、10 か月、 1 歳 6 か月、2 歳児歯科、3 歳）	No.86 — P.79		
		○乳幼児健康相談（7 か月）	No.87 — P.80		
		○乳幼児健康教室（5 か月、11・12 か月児、2 歳 6 か月）	No.88 — P.80		
		○乳幼児訪問指導	No.89 — P.80		
		○乳児家庭全戸訪問事業	No.90 — P.80		
		○フッ化物洗口事業及び フッ化物塗布事業	No.91 — P.80		
	④ 住宅支援	① 住宅整備資金 助成事業	○ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	No.92 — P.80	
			○住宅リフォーム支援事業	No.93 — P.81	
		② 公営住宅等の 利用	○母子生活支援施設等入所 （白百合ホーム） 【再掲】	No.47 — P.72	
③ 生活困窮者自立 相談支援事業	○住居確保給付金 【再掲】	No.58 — P.75			
⑤ その他の 生活の支援	① 子どもの 発達に関する 支援	○満 5 歳すてっぷ相談	No.94 — P.81		
		○子育て相談会 【再掲】	No.13 — P.67		
		○就学教育相談 【再掲】	No.14 — P.67		
		○巡回児童相談	No.95 — P.81		
		○幼児通級指導教室 「育ちの教室・ぐんぐん」	No.96 — P.81		
		○放課後等デイサービス	No.97 — P.81		
	② 児童の送迎支援	○子育てタクシー	No.98 — P.82		

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号	
前頁のつづき 2 生活の支援	前頁のつづき (5) その他の 生活の支援	③ 子育て情報の 提供	○あきた子育て情報 「いっしょにねっと」	No.99 — P.82	
			○おおだて子育てねっと	No.100 — P.82	
			○おおだて de 子育て	No.101 — P.82	
			○地域子育て支援拠点事業 【再掲】	No.59 — P.75	
			○おしゃべりひろば「ひだまり」	No.102 — P.82	
			○市民交流センター 「木育ひろば」「る・る・る」	No.103 — P.82	
3 保護者に対する 就労の支援	(1) 就労に関する 相談・情報提供	① 自立支援及び 相談	○ひとり親家庭 就業・自立支援センター事業 【再掲】	No.46 — P.72	
			○母子・父子自立支援員の配置 【再掲】	No.45 — P.72	
			○児童扶養手当現況届時のハローワークとの提携	No.104 — P.83	
			○就労支援員の配置 【再掲】	No.55 — P.74	
			○活 job おおだて	No.105 — P.83	
	(2) 資格・技能の取得 に向けた支援	① 自立支援 ・教育訓練	○ひとり親家庭等自立支援教育訓練 給付金事業	No.106 — P.83	
			○ひとり親家庭等高等職業訓練 促進給付金事業	No.107 — P.83	
			○ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	No.108 — P.83	
			○資格取得支援事業	No.109 — P.83	
			○ハローワークが行う職業訓練	No.110 — P.84	
			○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	No.42 — P.72	
		② 技能習得資金や 生活資金等の 貸付	○生活福祉資金貸付事業 【再掲】	No.43 — P.72	
			○ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金貸付金	No.111 — P.84	
			○児童手当（中学校修了前まで）	No.112 — P.84	
4 経済的支援	(1) 経済的支援	① 子育てに関する 手当、助成	○児童扶養手当	No.113 — P.84	
			○特別児童扶養手当	No.114 — P.84	
			○はちくんすくすく子育て支援事業	No.115 — P.84	
			○障害児福祉手当	No.116 — P.85	
			○あきた子育てふれあいカード （子育て優待サービス事業）	No.117 — P.85	
			○在宅子育て支援給付金	No.118 — P.85	
			② 保育料助成 ・就学援助事業 等	○すこやか子育て支援事業 【再掲】	No.18 — P.68
				○すこやか療育支援事業 【再掲】	No.19 — P.68
		○義務教育就学援助制度 【再掲】		No.25 — P.69	
		○高等学校等就学支援金 【再掲】		No.15 — P.67	
		○大館市奨学資金制度 【再掲】		No.29 — P.69	
		○大館市奨学資金制度（医学生） 【再掲】		No.30 — P.70	



基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号
前頁のつづき 4 経済的支援	前頁のつづき (1) 経済的支援	前頁のつづき ② 保育料助成 ・就学援助事業 等	○大館市病院事業看護師奨学金制度 【再掲】	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度 【再掲】	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 (県内就職者) 【再掲】	No.33 — P.70
			○大館市奨学金返還助成制度 (市内就職労者) 【再掲】	No.34 — P.70
			○日本学生支援機構 【再掲】	No.38 — P.71
			○秋田県育英会 【再掲】	No.39 — P.71
			○各種金融機関 【再掲】	No.40 — P.71
			○高等教育の就学支援新制度 【再掲】	No.17 — P.67
		③ 福祉医療制度	○乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭 の児童の医療費助成	No.119 — P.85
			○心身障害児医療費助成	No.120 — P.85
			○出産育児一時金	No.121 — P.85
			○未熟児養育医療	No.122 — P.86
			○自立支援医療	No.123 — P.86
		④ ひとり親等 家庭支援	○児童扶養手当 【再掲】	No.113 — P.84
			○秋田県災害遺児愛護基金	No.124 — P.86
			○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	No.42 — P.72
			○ひとり親家庭等養育費確保支援事業 【再掲】	No.48 — P.76
○生活福祉資金貸付事業 【再掲】	No.43 — P.72			
○税制優遇措置(所得税及び住民税)	No.125 — P.86			
⑤ 生活保護	○生活保護	No.126 — P.86		
⑥ 不妊治療支援	○不妊治療費等助成事業	No.127 — P.86		
5 ネットワーク による網羅的 支援	(1) 地域ネットワークによる支援の推進		P.87	
	(2) 地域ネットワークの構築・推進		P.88	
	(3) 大館市のコーディネータ力の強化		P.88	



2 施策・事業の内容



No.1 ○少人数学習推進事業

担当	秋田県教育委員会	対象	小中	実施方向	継続
----	----------	----	----	------	----

生活集団や学習集団の少人数化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うため、学校に定数加配措置（非常勤講師を含む）をしています。

- ・小・中学校での30人程度学級の編成
- ・小学校3年生～中学校3年生における基本教科で20人程度の少人数授業

No.2 ○おおだて型学力の向上

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

地域の未来を担うために必要な資質・能力として策定した「おおだて型学力」の向上を図ります。

No.3 ○百花繚乱作戦と子どもハローワーク

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

各小中学校が地域の特色や素材を活かした活動を展開する百花繚乱作戦や、職業体験やボランティア活動を申し込める子どもハローワークを実施し、大館ふるさとキャリア教育の推進を図ります。

No.4 ○コミュニティ・スクール

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	拡大
----	-----------	----	----	------	----

学校運営協議会を全校に設置し、これまで城西小学校のみ実施のコミュニティ・スクールを全25校（小学校及び中学校）に拡大します。

No.5 ○地域学校協働活動事業

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	小中	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

社会総掛かりで教育を支えるため、地域と学校が連携・協働するための調整役として地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置し、幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進します。

No.6	○高校生学校生活サポート事業				
------	-----------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

発達障害などのある生徒がより豊かな高校生活を送ることができるよう、学習サポーターを配置して学習や生活の支援を行うとともに、高等学校特別支援隊と連携し、教育専門監及び関係機関の指導助言を受けながら、校内外の研修及び就労支援などの取り組みの充実を図ります。

No.7	○スペース・イオおおだて				
------	---------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中	実施方向	継続
----	----------	----	----	------	----

不登校やその傾向にある小学生、中学生及び中卒者を対象とし、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供しながら、主に学習支援を行います。

No.8	○スクールソーシャルワーカー配置事業				
------	---------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
----	----------	----	-----	------	----

スクールソーシャルワーカーを派遣することにより、学校など関係機関のコーディネートを図ります。

No.9	○スクールカウンセラー、広域カウンセラー配置事業				
------	---------------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
----	----------	----	-----	------	----

スクールカウンセラー、広域カウンセラーを派遣することにより、カウンセリングによる心理的支援を行います。

No.10	○スクールカウンセラーの派遣				
-------	-----------------------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

市立小中学校全 25 校を対象に 2 人のスクールカウンセラーを派遣しています。

No.11	○すこやか電話（相談電話）				
-------	----------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高大	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

すこやか電話（相談電話）により、悩みや不安を抱えている子どもや保護者などの相談に応じ、学校などに相談できない事案などに対応します。



No.12 ○ 適応指導大館おおとり教室

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

学校に行きにくい小・中学生へ学校以外の居場所を提供するため適応指導教室を設置し、不登校の子どもの集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのための相談・適応指導（学習指導を含む）を行い学校復帰を支援します。

No.13 ○ 子育て相談会

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

いじめや不登校など学校生活にかかる悩みや子育ての不安をテーマに、専門の先生が講話や個別相談を行います。（年3回）

No.14 ○ 就学教育相談

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼小中 (保護者)	実施方向	継続
----	------------	----	--------------	------	----

小学校入学前から中学3年生までの子どものことについて、発達にかかる心配ごとや特別な教育的支援、就学先などの相談会を実施します。（年4回）

No.15 ○ 高等学校等就学支援金

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

高等学校などの教育費の負担を軽減し、子どもたちに教育の機会が均等に与えられることを目的として、国公立私立問わず、高等学校などに通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料支援を行っています。

No.16 ○ 大館市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

担当	福祉課 福祉相談係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、学習支援を行うほか、進路や生活に関する相談活動を行っています。

No.17 ○ 高等教育の就学支援新制度

担当	在学中の対象となる学校等（文部科学省所管）	対象	短・専・大	実施方向	継続
----	-----------------------	----	-------	------	----

住民税非課税などの世帯の意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金を実施しています。



No.18 ○ **すこやか子育て支援事業**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

市内に居住する子どもが認可保育園、幼稚園、認定こども園などに入所している場合に保育料・副食費を助成します。

No.19 ○ **すこやか療育支援事業**

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼	実施方向	継続
----	------------	----	---	------	----

障害児通所支援事業の利用にともなう子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童発達支援などを利用する際のサービス利用にかかる利用者負担額及び食費の半額を助成します。

No.20 ○ **保育所緊急整備事業費補助金**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	就学前 施設等	実施方向	継続
----	-------------	----	------------	------	----

待機児童の解消や良質な保育環境を確保するため、社会福祉法人、学校法人などが運営する保育園、認定こども園、小規模保育事業所の施設整備にかかる費用の一部について補助金を交付します。

No.21 ○ **施設型給付費**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	就学前 施設等	実施方向	継続
----	-------------	----	------------	------	----

今後も引き続き、保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に対する財政支援を行います。

No.22 ○ **私立幼稚園整備費補助金**

担当	秋田県	対象	就学前 施設等	実施方向	継続
----	-----	----	------------	------	----

幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の新設及び園舎の増改築などに必要な補助対象経費の一部を補助します。

No.23 ○ **私立幼稚園運営費補助金**

担当	秋田県	対象	就学前 施設等	実施方向	継続
----	-----	----	------------	------	----

子ども・子育て支援新制度へ未移行の私立幼稚園の運営費や特別支援教育、預かり保育などに要する経費の一部に対する補助を行います。



No.24	○一時保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育等の事業実施または民間の事業実施に対する補助				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	事業者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

一時保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育等の事業実施または民間の事業実施に対する補助を行います。

No.25	○義務教育就学援助制度				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

経済的な理由で、公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学するのに必要な費用（学用品費、給食費、新入学用品費など）の一部を、就学援助費として支給します。

No.26	○私立高等学校就学支援事業補助金 （私立学校授業料軽減補助・私立学校入学料軽減補助）				
-------	---	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	学校法人	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

私立高等学校での修学にかかる教育費の負担軽減を図るため、私立高等学校の授業料・入学料支援を行います。

No.27	○高等学校等奨学給付金				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

低所得世帯の高校生などの授業料以外の教育費（教科書、教材費、学用品費、通学用品費など）の負担軽減を図るため、給付金を支給します。

No.28	○高等学校定時制・通信制課程修学資金				
-------	---------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	定時制高	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

定時制課程及び通信制課程の修学を促進し、教育の機会均等を図るため、高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年に対して修学資金を貸与します。

No.29	○大館市奨学資金制度				
-------	-------------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	高・大 ・短・専	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

保護者が大館市内に住所を有し、高校・大学・短期大学、専門学校などに入学予定または在学中で経済的理由により修学が困難な学生に対して、無利子で奨学金を貸与します。



No.30 ○大館市奨学資金制度（医学生）

担当	学校教育課 学事係	対象	専・大	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

保護者が大館市内に住所を有し、高校・大学・短期大学、専門学校などに入学予定または在学中で、経済的理由により修学が困難な医学生に対して、無利子で奨学金を貸与します。

No.31 ○大館市病院事業看護師奨学金制度

担当	市立総合病院 総務課 総務係	対象	看護師	実施方向	継続
----	-------------------	----	-----	------	----

病院の看護師の継続的かつ安定的な確保につなげるため、将来、大館市立病院にて看護師として勤務しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより修学を支援します。

No.32 ○保育士修学資金貸付制度

担当	秋田県社会福祉協議会	対象	保育士 専修学校	実施方向	継続
----	------------	----	-------------	------	----

保育人材の確保を図ることを目的として、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して、修学資金、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行います。

No.33 ○秋田県奨学金返還助成制度（県内就職者）

担当	秋田県	対象	奨学金 受給者	実施方向	継続
----	-----	----	------------	------	----

若年層などの県内定着とともに、県内産業を担う人材の確保及び育成を促進することを目的として、県が指定する奨学金について就学時に貸与を受けた者に対し、県内就職後にその返還額に応じて助成を行います。

No.34 ○大館市奨学金返還助成制度（市内就労者）

担当	商工課 商工係	対象	奨学金 受給者	実施方向	継続
----	---------	----	------------	------	----

大学などの在学中に借り入れた奨学金を働きながら返還する市民に対し、返還金の一部を助成します。

No.35 ○特別支援教育就学奨励費

担当	学校教育課 学事係 ・秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
----	------------------------	----	-----	------	----

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通常学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費（通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舍日用品費、寝具費、寄宿舍からの帰省費など）について、家庭の経済状況などに応じて補助を行います。



No.36 ○入所世帯児童への学習支援（母子生活支援施設）

担当	白百合ホーム	対象	小中高	実施方向	継続
----	--------	----	-----	------	----

母子生活支援施設に入所している小学生以上の子どもに対して、専任の児童支援員が小学生については遊びから勉強まで幅広く対応し、中学生については勉強・部活・高校受験、高校生についても勉強や進路相談など、学校生活における様々な分野に対応して支援を行います。

No.37 ○制服等の無料引き取り及びリユース

担当	大館市エコプラザ 秋田県北NPO支援センター	対象	幼小中高	実施方向	継続
----	---------------------------	----	------	------	----

大館市エコプラザ（指定管理者運営）では、不要となった制服などの無料引き取りやリユース販売を行っています。
秋田県北NPO支援センターでは、不要となった中学校・高校の制服、部活動用品の無料引き取りやリユース品の無償配布を行っています。

No.38 ○日本学生支援機構

担当	日本学生支援機構	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	----------	----	-------------	------	----

教育の機会均等の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生などに学資の貸与及び給付を行っています。

No.39 ○秋田県育英会

担当	秋田県育英会	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	--------	----	-------------	------	----

高校、短大、専修学校、大学と各々の奨学金事業を実施しています。

No.40 ○各種金融機関

担当	各種金融機関	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	--------	----	-------------	------	----

入学金や授業料などの教育関連資金全般への融資（教育ローン）を実施しています。

No.41 ○高等学校定時制課程夜食費補助、高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

夜間定時制課程高等学校に在籍する生徒のうち、有職者に対して給食（夜食）費を補助し、勤労青少年の就学を支援します。
また、勤労しながら高等学校定時制課程または通信制課程で学ぶ生徒の教科書及び学習書購入などの経費負担軽減のため給付金を支給し、修学の促進及び教育の機会均等を図ります。



No.42 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業

担当	子ども課 児童相談係 ・秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------------------	----	-----	------	----

児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的として、修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金など、必要な資金の貸付けを行っています。

No.43 ○生活福祉資金貸付事業

担当	大館市社会福祉協議会	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、無利子または低利子で生活資金の貸付けを行っています。

No.44 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業
(秋田県北 NPO 支援センター)

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭などで、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事・介護などの支援を行っています。

No.45 ○母子・父子自立支援員の配置

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な制度や事業の情報などの提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

No.46 ○ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

ひとり親家庭の父、母、離婚前のかたなどの様々な相談を受けつけています。養育費等相談、法律相談、就業相談のほか、講習会やセミナーも開催しています。

No.47 ○母子生活支援施設等入所（白百合ホーム）

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上の課題を抱えて子どもの養育を十分にできないときに、その母親と子どもへ居室を提供し、生活支援や就労支援により自立を支援します。また、生活相談や子どもの学習支援を行っています。



No.48	○ひとり親家庭等養育費確保支援事業				
-------	--------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援するため、養育費の取決め・確保の法的手続きに要する費用を補助します。

No.49	○ファミリー・サポート・センター事業 (秋田県北 NPO 支援センター)				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	生後3か月 ～6年生	実施方向	継続
----	-------------	----	---------------	------	----

子どもの一時預かり事業、送迎事業を行っています。
子育ての手伝いをしてほしいかた（利用会員）と子育てのお手伝いができるかた（協力会員）が会員となり、助け合いながら援助活動を行っています。

No.50	○病児・病後児保育事業（マミースマイル、エンジェル、キッズテラス アット セイジユ）				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼小	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

保護者が就労している場合などにおいて、市内の小学校または幼稚園・保育園などに通っている子どもが、自宅での保育及び集団保育が困難な病気のときに利用できます。

No.51	○一時預かり事業（白百合ホーム、たしろ保育園）				
-------	--------------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

一時的なパートタイム就労、冠婚葬祭、入院・介護など、緊急な用事で子どもを保育することができないかたや、育児にともなう心理的、身体的負担の解消のため一時的に保育を必要とするかたのために子どもを預かる事業です。

No.52	○夜間養護（トワイライトステイ）等事業 (白百合ホーム)				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	18歳未満	実施方向	継続
----	-------------	----	-------	------	----

平日の夜間や休日に、保護者の仕事などにより家庭での養育が困難になった場合に子どもを預かる事業です。



No.53	○ 休日保育事業				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	大館乳児保育園	対象	幼	実施方向	継続
----	---------	----	---	------	----

保護者の勤務や傷病、出産などにより、日曜・祝日においても家庭で保育することができない場合に子どもを預かる事業です。

市内に在住で、保育園または認定こども園に通園している子どもを対象に、生後 2 か月から 2 歳児を大館乳児保育園で受け入れています。(事前登録が必要です)

No.54	○ 個人・グループによる託児				
-------	-----------------------	--	--	--	--

担当	子育てサポート マカロン 子ども親支援 スマイル・ ミント	対象	生後 3 か月 ～	実施方向	継続
----	-------------------------------------	----	--------------	------	----

子育てサポーター育成講習会修了生が立ち上げたグループで、個人・集団託児を行っています。

No.55	○ 就労支援員の配置				
-------	-------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
----	-----------	----	----------------	------	----

支援員による就労に関する相談・助言、履歴書の書き方などの支援を行うとともに、ハローワークや活 job との連携により職業紹介を行うなど、仕事を探しているかたに就労に向けた支援を行っています。

No.56	○ 生活困窮者の相談・支援				
-------	----------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
----	-----------	----	----------------	------	----

「経済的に困窮している」「生活に対して不安や心配事がある」など様々な問題の相談を受け、解決に向けて支援を行っています。

No.57	○ 休日福祉相談会の開催				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
----	-----------	----	----------------	------	----

生活困窮などの相談窓口を設けていますが、仕事などで平日に相談することができないかたのために休日相談窓口を開設して、相談対応を行っています。



No.58	○住居確保給付金				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
----	-----------	----	----------------	------	----

離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、住居を失うおそれがあるかたに対して住居確保給付金を支給し、住居確保に関する支援を行っています。(収入要件や求職活動を熱心に行うなど、条件あり)

No.59	○地域子育て支援拠点事業				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

子育て中の親や子どもが交流できるように、保育園や幼稚園などに通っていない子どもや親子どうしが集い交流する場を提供しています。

No.60	○利用者支援事業				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

利用者支援員が子育て家庭などから保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行っています。

No.61	○放課後児童クラブ、放課後子ども教室				
-------	---------------------------	--	--	--	--

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	小	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

保護者が日中仕事などのため家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後または学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の安全の確保と健全な育成を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施しています。

No.62	○スポーツ少年団				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	各少年団	対象	幼小中	実施方向	継続
----	------	----	-----	------	----

将来のアスリートの育成やスポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、各種スポーツ活動を実施しています。

No.63	○学校給食の実施				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

食を通じた健康づくりや食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食を実施しています。



No.64 ○ **食育推進委員会**

担当	健康課 健康づくり係	対象	幼小中高 ・保護者	実施方向	継続
----	------------	----	--------------	------	----

大館市食育推進委員会は、大館市食育推進計画に基づき、食育事業の実施状況の確認とその評価、関係機関などとの連携に関することについて、総合的かつ計画的に推進するため、年1回開催しています。令和2年度～令和6年度の5年間は、第3次食育推進計画に基づいて食育に関する各種事業を推進しています。

No.65 ○ **子ども食堂（ボランティア活動）**

担当	子ども課 児童相談係	対象	児童	実施方向	継続
----	------------	----	----	------	----

子どもや保護者、地域住民を対象に、無料または低額で食事を提供する多世代交流の場です。大館市では3団体が子ども食堂を実施しています。
 ■にここ食堂 ■こども食堂 まるちゃん ■子ども食堂 ミントカフェ

No.66 ○ **フードバンク**

担当	子ども課 児童相談係	対象	生活困窮 世帯・要 支援世帯	実施方向	継続
----	------------	----	----------------------	------	----

家庭や企業などから寄付していただいた食品を、生活困窮世帯や支援が必要な世帯へ無料提供しています。
 ■大館市社会福祉協議会（フードバンク） ■フードバンクひまわり
 また、フードバンク以外でも食料支援を行っている団体があります。
 ■秋田県北NPO支援センター ■子ども親支援スマイル・ミント
 ■ボランティアサークルファミリア

No.67 ○ **大館市子ども家庭総合支援拠点ほっと**

担当	子ども課 児童相談係	対象	児童 ・保護者	実施方向	継続
----	------------	----	------------	------	----

大館市子ども家庭総合支援拠点ほっとは、子どもの健やかな成長をサポートする場所として子ども支援の専門性を持った機関です。0歳から18歳までのすべての子どもとその家族や妊産婦を対象に、児童虐待・DV・子どもや家庭に関する相談全般、ひとり親制度や子育て支援サービスなどについての情報提供、関係機関との連絡調整、専門機関などの紹介のほか、「どこに相談していいかわからない」というかたの相談に対応しています。

No.68 ○ **大館市子ども・家族支援ネットワーク**

担当	子ども課 児童相談係	対象	児童 ・保護者	実施方向	継続
----	------------	----	------------	------	----

大館市子ども・家族支援ネットワークは、要保護児童の早期発見や適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会であり、地域の関係機関により構成され、情報を共有しながら支援を行っています。



No.69 ○ **首都圏での住居支援男子寮及び女子寮（秋田県出身者）**

担当	秋田県育英会	対象	短・大・専	実施方向	継続
----	--------	----	-------	------	----

秋田県出身者で首都圏の大学などに在学または入学予定で、秋田県育英会学生寮から通学できるかたが対象です。男子寮（東京都世田谷区）及び女子寮（神奈川県川崎市）があります。

No.70 ○ **子育て世代包括支援センター（さんまある）**

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠・出産・子育てに関する相談拠点として保健センター内に開設しており、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を提供し、子育て世代の安心感の醸成を図ります。

No.71 ○ **専用電話相談**

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、保健師が専用電話で相談に対応しています。

No.72 ○ **電話訪問（妊娠 34 週、生後 2 週）**

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

保健師が「妊娠 34 週」及び「生後 2 週」の状況確認と電話支援を行う電話訪問を実施しています。

No.73 ○ **産科病棟訪問**

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

保健師が退院指導日に合わせて産婦人科病棟を訪問して育児支援サービス情報を提供し、支援につながるきっかけをつくる産科病棟訪問を行っています。また、この事業を通じて医療機関と連携し、産後間もない時期から切れ目のない支援を行います。

No.74 ○ **臨床心理士による相談**

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠や出産、子育てにともなう心身の不調や不安、家族関係などに関わる悩みを持つかたに対して、臨床心理士による面接相談を実施しています。



No.75 ○ 来所相談

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、来所相談を行っています。

No.76 ○ 家庭訪問

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、家庭訪問を行っています。

No.77 ○ 子育て支援講座

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

子育てに対する見通しや自信を持って子育てに向かうことができるように支援するため、子育て支援講座を実施しています。講座において、子育てへの不安や心配を伝えてもらうことで、精神的な負担を軽減し、気分転換してもらう場ともなっています。(ふたごママおしゃべりサロン、フレッシュママクラス、パパセミナー)

No.78 ○ 妊産婦支援プラン作成

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠届出時に産前・産後スケジュールシートを配付して支援計画を作成することで、安心して出産を迎え、産後の生活や子育てをスタートできるよう支援しています。
リスク要因が重複する妊産婦などを把握した場合、その支援方法や対応方針について関係する機関と検討し、支援計画の見直しを図りながら、切れ目のない支援体制を構築しています。

No.79 ○ 母子健康手帳交付及び相談

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠届出者に対して、母子健康手帳の交付や妊婦保健指導・相談を実施しています。

No.80 ○ 妊産婦健康診査及び妊婦歯科健康診査の受診票交付等

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

母子健康手帳交付と同時に受診票を交付し、妊娠時や出産後の疾病の早期発見・早期治療を促進し、妊産婦の健康管理の向上を図ります。
また、新生児の先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期に適切な措置が講じられるよう聴覚検査を実施しています。



No.81 ○妊婦健康教育

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊婦の栄養や歯の健康、子育てに必要な情報を伝え、安心して子どもを迎えることができるように援助するとともに、参加者どうしの交流の場としています。(ウエルカムベビークラス)

No.82 ○妊産婦訪問指導

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠中あるいは産後の健康状態・生活環境・疾病などの心配がある女性及びその家族を対象に、保健師または助産師が妊産婦の自宅に訪問し、安心して出産、育児に臨むことができるよう訪問による個別指導を行っています。

No.83 ○養育支援訪問事業

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

子どもの養育について支援が特に必要な家庭に対して、保健師・ヘルパーなどが家庭を訪問し、養育に関する相談や家事に関する支援を行っています。

No.84 ○産前・産後ママサポート事業

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠中または概ね生後12か月までの子どもを育てている母親を対象に、妊娠・出産・子育てに悩みを抱える妊産婦が孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるようにサポートを行っています。(不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、子育てサークル・イベント参加への同伴)

No.85 ○産後ケア事業

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

出産後1年未満で産後の体調や育児に不安のあるかたを対象に、助産師が自宅へ訪問して出産後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行うことにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し子育て支援の充実を図ります。

No.86 ○乳幼児健康診査
(4か月、10か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳)

担当	健康課 母子保健係	対象	幼	実施方向	継続
----	-----------	----	---	------	----

乳幼児健康診査を通じて、身体発育、精神運動発達を確認し、疾病の早期発見・予防に努めています。また、養護や育児不安などの問題に対し適切な指導を行っています。



No.87 ○乳幼児健康相談（7か月）

担当	健康課 母子保健係	対象	幼	実施方向	継続
----	-----------	----	---	------	----

乳幼児健康相談で身体発育や発達の確認をするとともに、個々の相談に応じています。

No.88 ○乳幼児健康教室
（5か月、11・12か月児、2歳6か月）

担当	健康課 母子保健係	対象	幼	実施方向	継続
----	-----------	----	---	------	----

子育てに関する教室を開催し、知識の普及を図るとともに各種情報を提供しています。

No.89 ○乳幼児訪問指導

担当	健康課 母子保健係	対象	幼	実施方向	継続
----	-----------	----	---	------	----

乳幼児とその保護者などを対象に、保健師・栄養士などが訪問による個別指導を行っています。

No.90 ○乳児家庭全戸訪問事業

担当	健康課 母子保健係	対象	幼	実施方向	継続
----	-----------	----	---	------	----

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師などが全戸訪問し、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、健全な育児環境の確保を図ります。

No.91 ○フッ化物洗口事業及びフッ化物塗布事業

担当	健康課 母子保健係	対象	幼小中	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

フッ化物洗口及びフッ化物塗布の継続とフッ化物の利用の推進により、う歯予防に努めます。

No.92 ○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

担当	子ども課 児童相談係 ・秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------------------	----	-----	------	----

市内に居住し、児童を扶養している母子家庭や父子家庭であって住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難なかたに対して、住宅整備資金の貸付けを行っています。



No.93	○住宅リフォーム支援事業				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	都市計画課 建築指導係 ・秋田県	対象		実施方向		継続	
----	---------------------	----	--	------	--	----	--

子育て世代や三世帯同居のかたに対し、リフォームなどの費用の一部を補助しています。
【大館市の支援内容】
 ①子育て世代：補助率 10% 上限 20 万円
 ②三世帯同居：補助率 10% 上限 30 万円
【秋田県の支援内容】
 ①子育て世帯（持ち家型）：補助率 20% 上限 40 万円
 ②子育て世帯（中古住宅購入型）：補助率 30% 上限 60 万円

No.94	○満 5 歳すてっぷ相談				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼	実施方向		継続	
----	------------	----	---	------	--	----	--

就学前の満5歳を迎えた児童に、児童が小学校生活や学習にスムーズに適応するよう、集団への不適応、人との関わりの苦手な児童の早期発見・早期対応のほか、就学を見据えた生活習慣づくりなどの保護者への指導を実施しています。

No.95	○巡回児童相談				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	秋田県北児童相談所	対象	幼	実施方向		継続	
----	-----------	----	---	------	--	----	--

児童相談所の児童福祉司・判定員が、心理判定・発達検査・相談・助言を行う巡回児童相談を実施しています。未就学児の発達相談と療育手帳などのための心理検査を行っています。

No.96	○幼児通級指導教室「育ちの教室・ぐんぐん」				
-------	------------------------------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	幼	実施方向		継続	
----	-------	----	---	------	--	----	--

入学後の集団での生活や学習に不安を抱えている年長児を対象に、9月から2月まで少人数集団で通級指導を行っています。就学支援員が、就学の橋渡しや相談、小学校1年生担任への情報提供を行い、適正就学や小学校への適応を支援しています。

No.97	○放課後等デイサービス				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 障害福祉係	対象	小中高	実施方向		継続	
----	-----------	----	-----	------	--	----	--

就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行っています。



No.98 ○子育てタクシー

担当	秋田県・秋北タクシー	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

タクシーを使用して、荷物の多い乳幼児をともなつての外出サポートや、子どもだけの送迎を、保護者に代わって行っています。

No.99 ○あきた子育て情報「いっしょにねっと」

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

秋田県の子育て情報の総合サイトです。サイトの中で情報の交換や共有ができ、子育てが不安な母親や、外に出て話を聞いたり相談したりする機会の少ない子育て家庭のかたなどを対象にした講義をサイト上で行っています。

No.100 ○おおだて子育てねっと

担当	健康課 母子保健係 子ども課 子育て支援係 子ども課 児童相談係 生涯学習課 生涯学習係	対象	保護者	実施方向	継続
----	---	----	-----	------	----

大館市の子育てに関する情報が掲載されているサイトです。子育て支援事業の案内や遊び場の紹介、子育て相談会の情報、子育て相談窓口などを掲載しています。

No.101 ○おおだて de 子育て

担当	民間団体 (おおだて de 子育て)	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------------------	----	-----	------	----

大館市の子育て世帯が育児をもっと楽しめるように、大館市の親子向けイベント情報を発信しています。

No.102 ○おしゃべりひろば「ひだまり」

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

大館市家庭教育支援チームが、子育てに関わるすべての人を対象に、イベントを通じた交流・情報交換の場として開催しています。家庭教育支援チームのメンバーが子育てに関する悩み相談に応じることにより、子育てに関わる保護者の孤立を防ぎ、地域のつながりを作ることに取り組んでいます。

No.103 ○市民交流センター「木育ひろば」「る・る・る」

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	幼小	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

木のおもちゃを常設しており、気軽に遊びながら木のぬくもりに触れられる場となっています。



No.104 ○ 児童扶養手当現況届時のハローワークとの提携

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

児童扶養手当現況届受付会場にハローワークのブースを設け、現況届に来場した受給者などへの就労支援を実施しています。

No.105 ○ 活 job おおだて

担当	商工課 商工係	対象	保護者	実施方向	継続
----	---------	----	-----	------	----

秋田労働局と合同で職の窓口「活 job おおだて」を設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介を実施しています。
設置場所を市役所本庁舎内とすることで、市の福祉部門と密接な連携を図っています。

No.106 ○ ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援の訓練のための給付金を支給しています。

No.107 ○ ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

就業に結びつきやすい資格取得を容易にすることを目的として、養成機関での受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給し、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。

No.108 ○ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業や転職により自立の促進を図ることを目的として、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すにあたり、対策講座を修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給し、費用負担の軽減を図ります。

No.109 ○ 資格取得支援事業

担当	商工課 商工係 長寿課 高齢者福祉係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------------------	----	-----	------	----

就職や仕事に役立つ資格の取得に要する経費の一部を補助します。
【支援対象】 商工課：各種国家資格、技能検定、その他資格
長寿課：介護福祉士、介護職員初任者研修



No.110 ○ハローワークが行う職業訓練

担当	ハローワーク	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------	----	-----	------	----

再就職を目指すかたや新たに職業に就きたいと希望される求職中のかたを対象に、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を実施しています。離職者訓練や求職者支援訓練については、キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

No.111 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

担当	秋田県社会福祉協議会	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的として、養成機関への入学金や教材費、交通費などの資格取得に要する費用に使用する資金を貸付けています。

No.112 ○児童手当（中学校修了前まで）

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育しているかたに児童手当を支給しています。

No.113 ○児童扶養手当

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

離婚や死別などによるひとり親世帯や父または母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭について、生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図っています。

No.114 ○特別児童扶養手当

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、20歳未満の障害のある児童を養育している家庭について、特別児童扶養手当を支給しています。

No.115 ○はちくんすくすく子育て支援事業

担当	子ども課 子育て支援係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

子どもが生まれた家庭に、地域限定商品券を贈呈しています。



No.116 ○ **障害児福祉手当**

担当	福祉課 障害福祉係	対象	幼小中高	実施方向	継続
----	-----------	----	------	------	----

身体または精神に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対し手当を支給します。

No.117 ○ **あきた子育てふれあいカード
(子育て優待サービス事業)**

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

中学3年生以下の子どもまたは妊娠中のかたがいる家庭を対象に、協賛店でカードを提示することにより各店独自のサービスを受けられる優待サービス事業を行っています。

No.118 ○ **在宅子育て支援給付金**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

子どもが満2歳になるまで在宅で子育てしている家庭に給付金を支給しています。

No.119 ○ **乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童の医療費助成**

担当	保険課 医療給付係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成しています。

No.120 ○ **心身障害児医療費助成**

担当	保険課 医療給付係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

心身の健康の保持と生活の安定を図るため、身体障害者手帳(1級から3級)、療育手帳(A)を交付されている障害児が病院などで診察を受けたときに、医療費の自己負担分を助成しています。

No.121 ○ **出産育児一時金**

担当	保険課 国保係 ・健康保険の保険者	対象	保護者	実施方向	拡大
----	----------------------	----	-----	------	----

健康保険の加入者が出産(妊娠4か月を超える出産で、死産、人工流産などを含む)した場合に支給しています。
現在の支給額は42万円(408,000円+12,000円。12,000円は一定の医学的管理の下のお産である場合の加算額)ですが、法改正された際には改正後の額で支給します。



No.122 ○未熟児養育医療

担当	健康課 健康企画係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

養育のために病院または診療所に入院することを必要とする新生児に対し、その養育に必要な医療の給付事務を行っています。

No.123 ○自立支援医療

担当	福祉課 障害福祉係	対象	幼小中高	実施方向	継続
----	-----------	----	------	------	----

18歳未満の児童で、身体上の障害を有するか、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる場合、生活能力を得るために必要な医療費の自己負担分の一部を公費負担します。

No.124 ○秋田県災害遺児愛護基金

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったり重い障害を持った場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、遺児となった子どもたちへの見舞金や激励金、入学・卒業祝金を届け、子どもたちの健やかな成長を支援します。

No.125 ○税制優遇措置（所得税及び住民税）

担当	税務課 市民税係 ・税務署	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭を税制面から支援するため、所得税法・地方税法による税制上の優遇措置としてひとり親控除を行っています。

No.126 ○生活保護

担当	福祉課 保護係	対象	申請者	実施方向	継続
----	---------	----	-----	------	----

生活困窮世帯の最終セーフティネットとして、生活保護費の支給を行っています。
生活扶助・医療扶助・教育扶助・生業扶助などを給付し最低限の衣食住を確保しつつ、各自の状況に合わせた自立更生に向けた適切なサポートを行います。

No.127 ○不妊治療費等助成事業

担当	健康課 母子保健係	対象	夫婦	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

不妊治療などを受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費及び通院交通費の助成を行い、少子化対策の推進を図ります。



3 ネットワークによる網羅的支援

(1) 地域ネットワークによる支援の推進

秋田県においては、子どもの貧困対策の推進にあたっては、対策に関わる関係者だけではなく、社会全体が子どもの貧困についての理解を深めることが欠かせないという認識に基づいて、県民全体で困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える気運を高めるとともに、地域で子どもを支援している民間団体などのネットワーク構築を支援していくとしています。

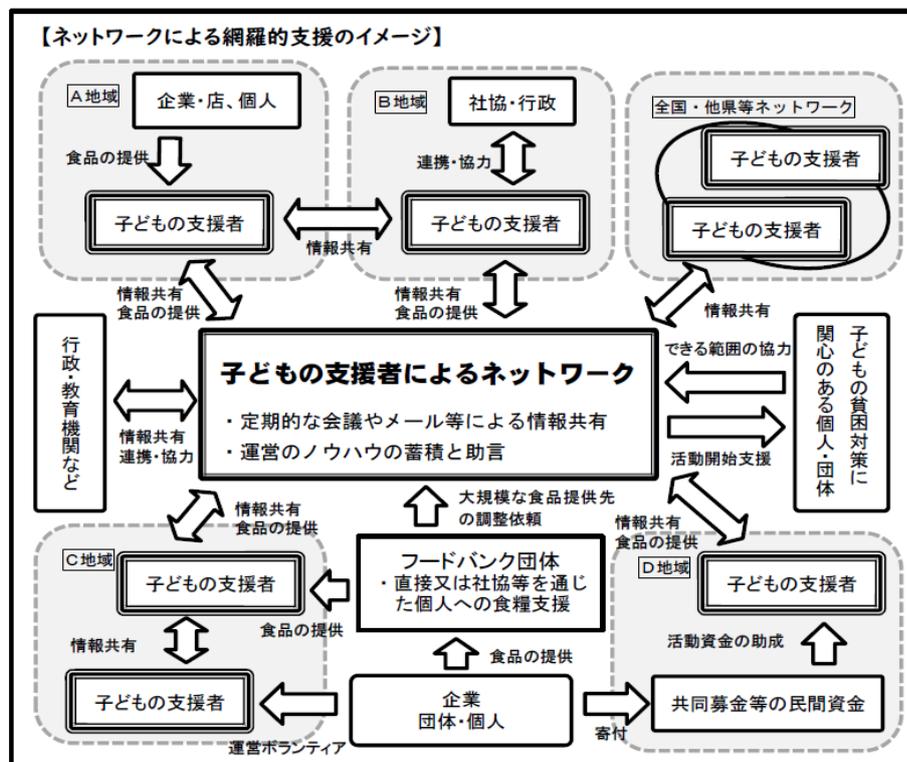
本市もこのネットワークの一翼を担う存在として、「大館市子ども家庭総合支援拠点ほっと」が県や関係機関と情報共有や連携を図りながら、子どもの貧困問題に関する理解促進を図るとともに、困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える気運を高め、支援の全学的展開を目指していきます。

<秋田県による具体的な取組>

子どもの未来応援地域力促進事業

地域住民やPTA、民生委員・児童委員等の会議・研修に講師を派遣し、子どもの貧困問題に関する積極的な啓発を行うとともに、子ども食堂やフードバンク活動実施者など、新たな支援者の開拓を図ります。

また、子どもの貧困対策に取り組む団体等によるネットワークの構築を支援し、関心のある住民や団体等に対して、活動の具体化や民間資金などの活用なども含めた安定的運営に向けた助言を行います。

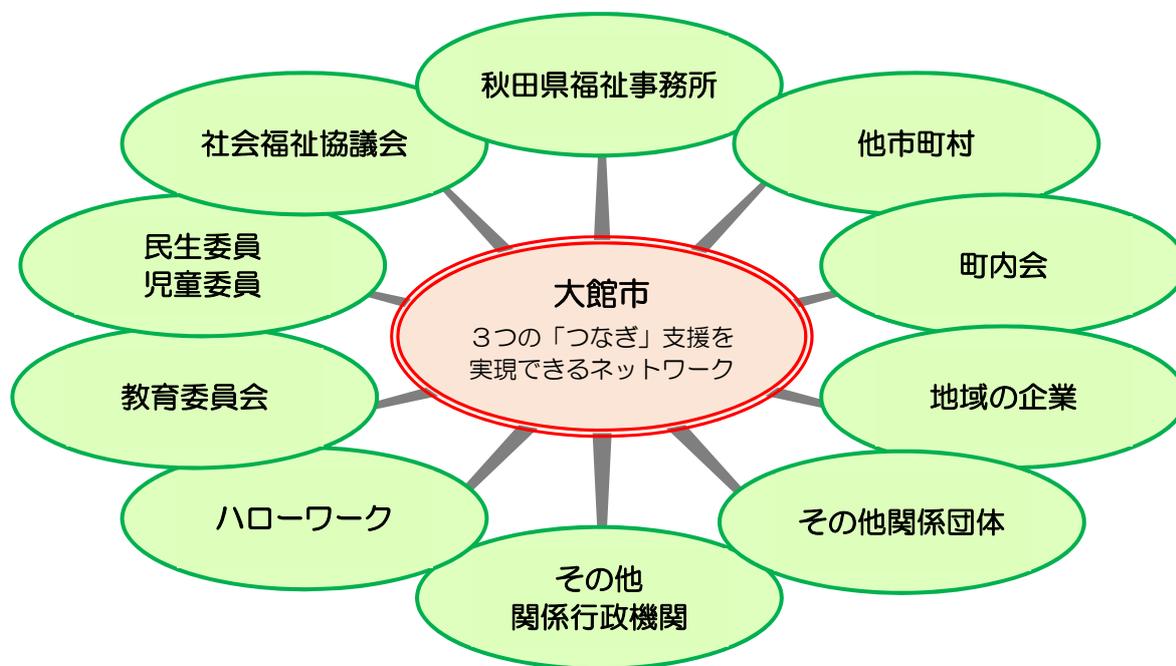


※出典 「認定NPO法人フードバンク関西」子ども食堂ネットワーク図を参考に改変
注: 子ども食堂、学習支援、制服リユース等の実施者を「子どもの支援者」と総称しています。

(2) 地域ネットワークの構築・推進

本市においては引き続き、様々な関係者との間に立ち、効果的な支援のための“つなぎ”を円滑に行うように取り組んでいきます。

<地域ネットワーク（イメージ）>



3つの「つなぎ」

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会・町内会その他の関係者間の「つなぎ」

(3) 大館市のコーディネート力の強化

多様な関係者の間で、円滑に“つなぎ”役を担っていくために、対応部署などの適切な活用などを含め、本市のコーディネート力の向上が課題となります。一層のスキルアップを図るために、「大館市子ども家庭総合支援拠点ほっと」は関係者と情報を共有し、積極的な研修への参加や実施を目指します。そして、相談や支援提供にあたっては、対象者の人権を尊重し対象者に寄りそう気持ちを第一に、より多くの支援を各機関が提供できるよう、地域ネットワークが効果的に機能するよう取り組んでいきます。

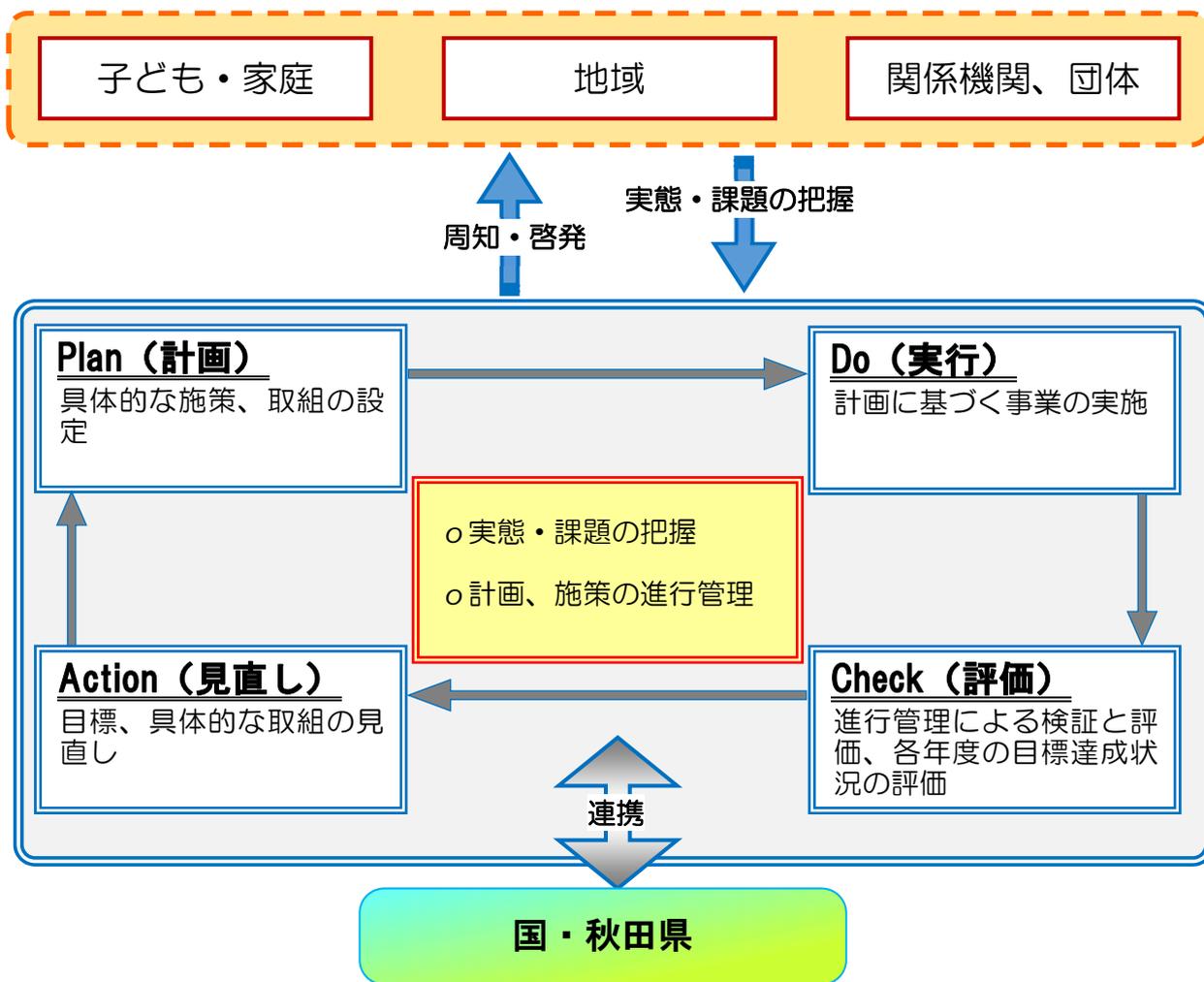
* * . * * . * * . * * . * * . * *
第5章 計画の推進
* * . * * . * * . * * . * * . * * . * *

1 計画の進捗管理

(1) 進捗管理体制

計画期間内の進捗管理については、施策・事業の実施状況や課題、成果などを確認し、取組内容や新規事業の必要性などの検討・見直しを行っていきます。

<計画の進捗管理体制>



(2) 進捗評価の仕組み

計画に記載している事業の進捗については、事業ごとに実施状況や課題、成果などを確認し、計画どおりに進行していない場合や問題などが生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

(→6ページ 「4 計画の期間」参照)

事業の進捗の評価にあたっては、進捗評価シートを事業ごとに作成し、事業の主管課に照会することで評価を行います。

<進捗評価シートのイメージ>

事業名	
主管課	
関係課	
事業の実施状況	
事業の進捗評価	
事業実施による具体的な成果	
事業を実施している中での具体的な問題点・課題	
今後の方向性	
今後の取り組み内容	



1 パブリックコメント（意見募集）の概要

「第2期大館市子ども未来応援計画」（案）についての意見募集（パブリックコメント）の結果は、次とおりです。

募集期間

令和5年2月15日（水）から 令和5年2月28日（火）まで

閲覧場所

大館市ホームページ、大館市福祉部子ども課、
比内総合支所市民生活係、田代総合支所市民生活係

意見提出方法

郵送、直接提出、ファクス、電子メール

意見提出者数

2人

意見件数

3件



2 パブリックコメント（意見募集）の内容と市の考え方

意見 No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>① ひとり親世帯の収入が低い原因のひとつには、離婚時に養育費を請求していないことがあると思います。これは制度を知らず詳しく調べることが難しい現状があるためです。</p> <p>そこで、離婚調停専門の弁護士を市費で常時配置し、いつでも相談に行ける環境を作ることが改善につながるのではないかと提案します。それが無理なのであれば、制度のメリットや進め方、過去の判例、よくあるQ&Aなど書かれたパンフレット・冊子を離婚した方に提示することはできないでしょうか。</p>	<p>本市では子ども課に「大館市子ども家庭総合支援拠点 ほっと」を設置し、家庭や子育てに関わる様々な相談に対応しています。「支援拠点ほっと」では離婚してひとり親となったかたや離婚を考えているかたからの養育費に関する相談にも対応しています。ご意見にあるとおり、離婚時に養育費を請求していないかたもいらっしゃいますが、請求しない理由としては様々な個別の事情があります。</p> <p>「支援拠点ほっと」では、ひとり親になられたかたの各種制度手続き時や児童扶養手当現況届受付の際などに養育費の有無を確認し、養育費を請求されていないかたについてはパンフレットなどを活用しながら、個々のご事情に合わせた相談対応をさせていただいています。また、養育費請求にかかる法的手続きに要する費用については、秋田県が実施している「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を活用し、費用負担を軽減する支援を行っております。</p> <p>離婚調停専門弁護士の常時配置による相談環境の整備については、現時点では難しいことから、まずは「支援拠点ほっと」や無料法律相談をご活用いただきたいと考えています。</p>
2	<p>①今、話題になってるヤングケアラーの課題について記載が必要でないでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーというと定義が難しく、家族をケアしなければならなくて、自分がやりたいことが自由にできない状況にある子どもたちであると考えます。自主的に家族のためにお手伝いしている子どもとの区別がつかなくて、自分がヤングケアラーだという自覚がない子どもたちもいるのではないのでしょうか。そういった状況にある子どもたちへの支援が必要だと思います。</p> <p>②子どもの学習・生活支援事業について</p> <p>福祉センターで行っているこの事業についても、貧困の連鎖を防ぐ重要な事業であると思いますので、記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、ヤングケアラーと貧困は切り離せない問題であり、本計画でもヤングケアラーを含む困難な状況にある子どもたちを想定していますが、今回の調査のみではヤングケアラーの実態をつかめないことから、今後の相談業務の中でヤングケアラーを念頭においた支援に努めるとともに、学校や各関係機関と連携しながら実態把握について検討していきます。</p> <p>事業No.16 (P.67)にて事業内容を記載しておりましたが、事業名称を「学習支援事業」から「大館市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」に訂正します。</p>

第2期大館市子ども未来応援計画
令和5年3月

発行・編集	大館市福祉部子ども課 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地 電話：0186-43-7054
-------	---